

BTMU

中国月報

第21号 (2007年10月)



CONTENTS

■ 特集

- ◆ 「独占禁止法の概要について」

■ 連載

- ◆ 「華南新拓展 ～ 華南における新しいビジネススキームを考える」
第1回：「大きな転換期を迎えた華南経済圏 ①」
～ 華南経済圏の動向を振り返る／その1

■ 経済

- ◆ 中国の貿易黒字拡大の背景と日韓の対中貿易構造の比較

■ 産業

- ◆ 生き残り競争が本格化する中国セメントメーカー

■ 人民元レポート

- ◆ 直近の中国国内銀行間外貨資金市場について

■ スペシャリストの目

- ◆ 投資：再生可能エネルギーの導入が本格化するか。導入阻害要因に対する対処弁法も施行へ
- ◆ 税務会計：中国の会計・税務

■ MUFG中国ネットワーク





目次

■特集

- ◆ 「独占禁止法の概要について」
露木・赤澤法律事務所1

■連載

- ◆ 「華南新拓展 ～ 華南における新しいビジネススキームを考える」
第1回：「大きな転換期を迎えた華南経済圏 ①」
～ 華南経済圏の動向を振り返る／その1
三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室 12

■経済

- ◆ 中国の貿易黒字拡大の背景と日韓の対中貿易構造の比較
三菱UFJリサーチ&コンサルティング 15

■産業

- ◆ 生き残り競争が本格化する中国セメントメーカー
三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 19

■人民元レポート

- ◆ 直近の中国国内銀行間外貨資金市場について 29

■スペシャリストの目

- ◆ 投資：再生可能エネルギーの導入が本格化するか。導入阻害要因に対する
対処弁法も施行へ
三菱UFJリサーチ&コンサルティング 33
- ◆ 税務会計：中国の会計・税務
プライスウォーターハウスクーパース中国 38

■MUFJ中国ネットワーク 42



エグゼクティブ・サマリー

特集「独占禁止法の概要について」は、8月に制定された中国の独占禁止法についての解説です。本法の規制対象行為と制裁を中心に紹介し、行政独占を独占的行為に含めていないなどの問題点を指摘しています。その上で、本法を、中国の市場経済が、独占禁止法を制定する必要性、適用可能性を持つに至ったこと、また行政管理から市場競争に委ねる状況にまでなったことを象徴するものと評価した上で、今後は、制定が予定されているガイドラインの内容や独占禁止法執行機関の独立性に注目すべきとしています。

連載「華南新拓展～華南における新しいビジネススキームを考える」は、華南における新しいビジネスモデルを考える新連載で、第1回目は華南経済圏の動きをマクロ面から回顧しています。そして20年以上にわたる輸出主導型の経済成長において中心的役割を担ったのが加工貿易の「来料加工取引」や「進料加工取引」であることを指摘し、先行した香港製造業の成功に誘引される形で日系、台湾系、欧米系の製造業が進出、華南に産業集積が形成される経緯とその背景を纏めています。

経済「中国の貿易黒字拡大の背景と日韓の対中貿易構造の比較」は、中国の貿易黒字構造を分析、商品では繊維、玩具等の伝統的な輸出品目に加え、一般機械・電気機械等が黒字に大きな寄与をしていること、国・地域では対欧米・香港が黒字である一方、対アジア近隣諸国では赤字計上が続いていることを示しています。この中で、赤字が大きい日本と韓国を比較し、共通品目として一般機械・同部品が大半を占めること、相違品目として日本のベースメタル・輸送機械、韓国の鉱物製品・光学製品という特徴が指摘できるとしています。

産業「生き残り競争が本格化する中国セメントメーカー」は、全世界の生産の半分を占める中国のセメント業界の現状と今後について纏めています。生産効率が低い小規模メーカーが乱立し、低品質セメントが生産の半分を占める状況にあるが、中央政府が産業構造の転換に乗り出したことから小規模工場の閉鎖や老朽施設の廃棄が進んでいるとしています。また、今後については、旺盛な固定資産投資の継続が見込まれるなかで需要は強含みで推移すると見られるが、外資系メーカーも含めた新規設備投入による生産増加や燃料価格の高止まりが予想される環境下で、大手・中堅メーカー間の競争が本格化していくだろうとしています。

上海支店人民元レポート「直近の中国国内銀行間外貨資金市場について」は、中国の銀行間外貨市場で提示金利が標準的な水準を大きく上回る現象が発生している「チャイナ・プレミアム」を採り上げています。この現象の背景としては、外貨資金ニーズの拡大、そして、短期債務拡大に対応する形で強化されている外債規制により外貨資金が逼迫していることがあるとしています。しかし、これは中国国内の流動性リスクの高まりを示すものではないこと、9月に発表された「中国国内外貨コール市場の創設」とその拡大が期待されていることを示しています。

スペシャリストの目

投資「再生可能エネルギーの導入が本格化するか。導入阻害要因に対する対処弁法も施行へ」は、9月に「再生可能エネルギー中期発展規画」が公布されたことを受けて、中国におけるこれまでの再生可能エネルギーを巡る動きを振り返るとともに、公布された規画の目標値と実現の可能性を検証するとともに、推進を阻む電力企業の動きを伝えています。

税務会計「中国の会計・税務」は、日系企業からの質問の多い以下のテーマに付き Q&A 形式で解説しています。①中国新企業会計基準における資産の減損会計の変更点、②新中国企業所得税法の外国投資者への影響、そして、③J-SOX 対応の中での売上・販売に係わるプロセスの整備における具体的な着手事項、です。



独占禁止法の概要について

露木・赤澤法律事務所
弁護士 赤 澤 義 文
弁護士 中 島 あずさ

I 独占禁止法の制定及び構成等

一 独占禁止法の制定

本年8月30日の第29回全国人民代表大会常務委員会において、「中華人民共和国反独占法」(以下「独占禁止法」)が制定された。1987年の起草チーム発足から起算すると、独占禁止法の立法作業におよそ20年もの時間が費やされたことになるが、中国が本格的に社会主義市場経済を導入した1993年から14年で独占禁止法の制定に至ったと考えれば、異例の速さで制定に至ったとみることできる。

独占禁止法は、各規制対象行為について基本的かつ抽象的な規定を設けるのみであり、ガイドラインが制定されていない現時点においては、各種取引形態における具体的な留意点がどのようなものとなりうるか等を的確に判断することができない。そのため本稿では、独占禁止法がいかなる行為を規制対象としており、その制裁は何かといった点を中心にその概略を紹介することとする。

二 独占禁止法の構成

独占禁止法は、第一章の総則において同法の目的、独占禁止委員会及び独占禁止法執行機構並びに独占的行為に対する抽象的な規範を定めたうえ、第二章以下において独占的協定(内容的には、水平的協定と垂直的協定に分けられている。)、市場支配的地位の濫用、事業者結合及び行政権力の濫用による競争の排除又は制限という章建てで具体的な規制対象行為を規定するほか、独占的行為の嫌疑がある行為に対する調査及び法的責任を規定する。

三 担当機関

これまで、中国の各種法規に散在する競争規制を実施する機関は、例えば他地域の製品等の市場参入制限行為に対しては各地の人民政府経済貿易部門及び工商行政管理部門、他地域の製品等に対する差別的な費用徴収、価格制限については人民政府財政部門及び価格部門、といった具合に制限対象行為ごとに監督機関が分散しており、結果的に競争制限行為の摘発に関する責任の所在が曖昧となり、規制の実効性を損なっているとの批判がなされていた。そのため独占禁止法の制定にあたっては、独占禁止法の主管機関を設置すべきとの議論が多くなされてきた。草案段階では内容に変遷がみられたが、成立した独占禁止法は、独占禁止法に関わる機関として、独占禁止委員会と独占禁止法執行機構の2つを定めている。

独占禁止法によると、①独占禁止委員会は独占禁止業務の組織、調整及び指導を担当する機関であり、政策立案、市場全体の競争状況の調査・報告、ガイドラインの制定、独占禁止に関する



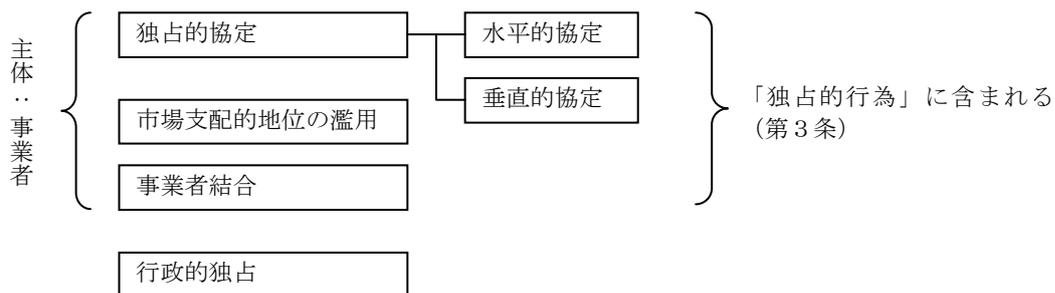
行政法執行業務の調整等を行うとされており（同法第9条）、中国の市場経済状況及び各種競争法規との調整等を視野にいたしたマクロ的な観点から政策的機能を果たさせることを予定するものと思われる。ガイドラインの制定を職責とする点も注目される。②一方、独占禁止法執行機構は同法の執行機関であり（同法第10条）、独占的行為の調査、認定、処理決定、制裁の実行等を行うことが予定されている。

独占禁止委員会の設置機関は国務院であるが（独占禁止法第9条）、独占禁止法執行機構は単に「国務院が規定する独占禁止法執行の職責を負う機構」と規定されるのみで（同法第10条）、その設置機関は明確にされていない。独占禁止法の実効性を確保するためには、単にその執行専門機関を設置するだけでは足りず、当該執行機関が既存の各行政機関及び地方政府から独立していることが極めて重要なことから、今後、独占禁止法執行機構の設置機関、既存行政機関との関係がどのようなものとなるかが注目される。

なお、日本の公正取引委員会が行う事前相談制度に相当すると思われる制度は独占禁止法中にみあたらず、独占禁止委員会及び独占禁止法執行機構の職権として列挙された行為にも事前相談業務に該当するものは少なくとも文言上は見当たらない。仮に、事前相談について実務上何らかの手当がなされないのであれば、独占禁止法執行機構の処理決定事案の情報収集を通じて予測可能性確保に努めるほかないものと思われる。

II 独占禁止法の規制対象行為及び制裁

独占禁止法の規制対象行為は、大別すると①独占的協定（内容的には、水平的協定と垂直的協定に分けられている。）、②市場支配的地位の濫用、③事業者結合及び④行政権力の濫用による競争の排除又は制限（行政的独占）である。このうち、事業者が主体となる①～③が独占禁止法にいう「独占的行為」とされ（独占禁止法第3条）、行政機関等が主体となる④の行政的独占については「独占的行為」の内容に含まれていない。このような「独占的行為」の範囲設定方法は、行政的独占に対する調査及び制裁の実効性に疑問を残す結果となっている（この点は後述する。）。



以下、各行為につき紹介する。

一 独占的協定

独占禁止法は、「独占的協定」を「競争を排除又は制限する協定、決定又はその他の協調行為」と定義したうえ（独占禁止法第13条第2項）、①競争関係にある事業者間における独占的協定及び②事業者と取引先との間における独占的協定をそれぞれ禁止している（独占禁止法第13条第1



項、第14条)。敢えて日本の独占禁止法と比較するならば¹、独占的協定は、事業者の一定の共同行為を禁止する点で日本の独占禁止法にいう不当な取引制限に相当するものといえ、水平的協定及び垂直的協定の禁止を含む。

1 禁止される独占的協定の内容

(1) 水平的協定

独占禁止法が列挙する水平的協定は、次のとおりであり、これらを競争関係にある事業者²間で行うこと及び事業協会が事業者を組織してこれらを行わせることが禁止される(独占禁止法第13条、第16条)。

- ① 商品の価格を固定し、又は変更すること。(価格協定)
- ② 商品の生産又は販売の数量を制限すること。(数量制限協定)
- ③ 販売市場又は原材料の購入市場を分割すること。(市場分割協定)
- ④ 新技術、新設備の購入を制限し、又は新技術、新製品の開発を制限すること。
- ⑤ 共同ボイコット行為
- ⑥ 国务院の独占禁止法執行機構が認定したその他の独占的協定

このうち③～⑤はこれまで少なくとも中央法規のレベルでは明確な禁止規範がみられなかった、新たな規制対象行為である。また、⑥の存在から、上記①～⑤の水平的協定は例示列挙であり、①～⑤に明記されていない行為も、独占禁止法執行機関の認定により独占禁止法に違反した水平的協定と認定される可能性があることになる。

(2) 垂直的協定

独占禁止法が列挙する垂直的協定は、次のとおりであり、これらを事業者と取引先とが行うこと及び事業協会が事業者を組織してこれらを行わせることが禁止される(独占禁止法第14条、第16条)。

- ① 第三者への転売商品の価格を固定すること。
- ② 第三者への転売商品の最低価格を限定すること。
- ③ 国务院の独占禁止法執行機構が認定したその他の独占的協定

既に「反不正当竞争法」等において規制がなされてきた再販売価格制限³は上記①又は②により独占禁止法においても規制対象となる。抱合せ販売、排他条件付取引等については、独占禁止法上明記がないが、上記③により同法の規制対象となりうるものと思われる。

(3) 適用除外行為

独占禁止法が禁止する独占的協定行為は上記のとおりであるが、これに形式的に該当する行為が全て独占禁止法の適用対象となるとは解されない。少なくとも、次の2つの観点からの適用除外がありうる。

① 解釈上の適用除外行為

市場の公平な競争を保護するという同法の目的からすれば、これらの行為は市場に実質的な影響力を及ぼしうるシェアを有する事業者間で行われ、かつ、競争制限的実質的効果を有する場合に初めて規制の意義を生じ、独占禁止法の適用対象となると解すべきである。もっとも、現時点において独占禁止法は単に「競争関係にある事業者間」で上記の独占的

¹ 中国の独占禁止法は、和訳すると日本の独占禁止法上の用語と同一の用語表現となる用語がいくつか含まれるが、同一の用語表現であってもその内容及び意義は必ずしも日本の独占禁止法と同じではないことに留意されたい。

² 事業者とは、商品の生産、経営又はサービスの提供に従事する自然人、法人及びその他の組織をいう(独占禁止法第12条第1項)。

³ 「反不正当竞争法」第12条、「価格法」第14条第1号、「価格独占行為抑制暫定施行規定」第5条



協定行為をすることを禁ずるのみであり、独占禁止法による処罰の必要性を判断する要素については何ら規定を設けていない。この点については「競争関係にある事業者間」や「(価格の)変更」、「市場」等の文言の解釈方針について、何らかのガイドラインが発布されることが期待される。

② 明文による適用除外行為

上記のほか、事業者間の協定が一定の合理性を有する場合には、独占禁止法の適用対象とすべきでない。独占禁止法は、同法所定の一定の目的を有する独占的協定⁴には、事業者が一定の事由を立証することを条件として、独占禁止法の適用をしないことを認めている。

独占禁止法が定める適用除外行為の目的及び条件は、次のとおりである。同法所定の目的に該当すること、事業者間の協定が関連市場の競争を著しく制限しないことのほか、消費者の利益享受まで証明しなければならないとすることが過酷な立証となるおそれがある点や、立証に成功して初めて適用除外であることが確認される構成となっている点は、事業者側の予測可能性を奪い企業活動を必要以上に限定するおそれがあることから、今後の柔軟な運用が期待される。

適用除外行為の目的	条件
① 技術の改善、新製品の研究開発のため	① 左記の目的に該当することを証明すること。 ② 更に、協定が関連市場 ⁵ の競争を著しく制限せず、かつ、消費者にこれによりもたらされる利益を享受させることができることを証明すること。
② 製品の品質を向上させ、コストを削減し、効率を高め、商品の規格及び基準を統一し、又は専門的に分業するため	
③ 中小事業者の経営効率を高め、中小事業者の競争力を強化するため	
④ 省エネルギー、環境保護及び災害救助等の社会公共の利益を実現するため	
⑤ 経済的不況期において、販売量の著しい減少又は明らかな生産過剰を緩和するため	
⑥ 対外貿易及び対外経済協力における正当な利益を確保するため	
⑦ 法律及び国務院が規定するその他の場合	左記の目的に該当することを証明すること。

(4) その他～入札談合について

草案段階において規制対象行為とされていた入札談合については、その態様が様々であることから、独占禁止法上のどの行為として位置付けるかや、制裁の程度等について複数の見解が存在したようであるが、成立した独占禁止法においては、入札談合に関する記載が最終的に削除されている。もっとも、独占禁止法は、明示的に列挙された事由以外にも、独占禁止法執行機構の認定により独占禁止法の適用対象と判断される余地を残していることから(独占禁止法第13条第6号、第14条第3号、第17条第1項第7号)、入札談合については、既存の規範が適用されるものの、事業者のシェア等から判断して独占的協定と見なされるケースにおいては、独占禁止法執行機構の認定により独占禁止法の適用対象となる可能性が残されていると思われる。

⁴ 独占禁止法は、同法第15条による適用除外の対象行為となりうる行為を価格協定、市場分割、共同ボイコット等のいわゆるハードコアカルテルか否かで区別していない。しかし一般的には、ハードコアカルテルには適用除外規定が想定するような競争促進効果をもたないと解されていることから、中国においても、運用上、いわゆるハードコアカルテルについて第15条の適用除外の認定を受けることは難しいと考えておくのが無難と思われる。
⁵ 関連市場とは、「事業者が一定期間内に特定商品又はサービス(以下「商品」と総称する)について競争をする商品範囲又は地域範囲をいう」と定義されている(独占禁止法第12条第2項)。



2 独占禁止法執行機構の調査

(1) 調査の主体、客体、手段等

独占的行為の嫌疑がある場合には、独占禁止法執行機構により調査がなされる。単位及び個人は独占禁止法執行機構に告発する権利を有することから（独占禁止法第 38 条第 2 条）、実務上は、この告発が調査の端緒となるケースが多くなるものと予想される。告発の主体及び方法には特段の制限がないが、告発により独占禁止法執行機構に調査義務を生じさせるためには「告発が書面形式であり、かつ、関連する事実及び証拠を提供する」ものであることが必要となる（同法第 38 条第 3 項）。

独占禁止法執行機構の調査手段には次の行為が含まれる（独占禁止法第 39 条）。

- ① 調査対象者たる事業者の事業所その他の関係する場所への立入検査
- ② 調査対象者たる事業者、利害関係者その他の単位又は個人への発問及び状況説明要求
- ③ 調査対象者たる事業者、利害関係者その他の単位又は個人の関連する伝票、合意書、会計帳簿、業務上の通信文書、電子データ等の文書、資料の査閲及び複写
- ④ 関連する証拠の封鎖又は差押え
- ⑤ 事業者の銀行口座の調査

上記のとおり、調査対象者は独占的行為の嫌疑のある事業者に限られず、その利害関係者等も調査対象者になりうる。調査対象者は、事業者であるか否かを問わず調査への協力義務を負い（独占禁止法第 42 条）、妨害行為に対しては罰金等の制裁が科される可能性もある（同法第 52 条）ため、調査を受ける場合には可能な限り協力する姿勢が望まれる。調査は、2 名以上の法執行担当官が担当し、かつ、法執行担当官は法執行証明書を提示しなければならない（独占禁止法第 40 条第 1 項）。また、上記 a) ～e) の方法により調査を実施する場合には「独占禁止法執行機構の主要責任者に書面で報告し、かつ、認可を得なければならない」（同法第 39 条第 2 項）ことから、調査を受ける事態となった場合には、まず、法執行担当官が法執行証明書の提示がなされたか、上記 a) ～e) の方法による調査を受ける場合には、独占禁止法執行機構の主要責任者の認可を得たか、を予め確認することが肝要である。なお、調査対象者には、調査にあたり意見陳述をする権利が留保されている（同法第 43 条）。これは、調査対象者に独占的行為の不存在又は態様等について弁明をする機会を保障する趣旨と思われるが、そのタイミング、方法等は規定がなく明らかでない。

調査により独占禁止法執行機関が独占的行為が存在すると判断した場合に下す処理決定は、社会に対し公表される（同法第 44 条）。

(2) 調査中止の制度について

独占禁止法には、調査対象者である事業者が「独占禁止法執行機構が許可した期限内に具体的な措置を講じて当該行為（独占的行為）の結果を消滅させること」を承諾することにより、独占禁止法執行機構から調査中止の決定を得ることができるとの措置が設けられている（独占禁止法第 45 条第 1 項）。仮に事業者が当該決定を得ることができた場合には、独占禁止法執行機構の調査は中止され、代わりに同機構から承諾の履行状況について監督を受ける（同法第 45 条第 2 項）。事業者が承諾内容を履行すれば調査は終了するが、①事業者が承諾を履行しない場合、②調査中止を決定した根拠事実に重大な変化が生じた場合又は③調査中止の決定が事業者が提供した不完全若しくは虚偽の情報に基づいてなされた場合には調査が再開される（同法第 45 条第 3 項）。

この調査中止の制度は、承諾により調査の中止、承諾の履行により調査の終了を得られる可能性があるため、調査を受けた場合にはその利用を検討する価値がある。ただし、実際の利用可能性がどの程度のものかは、慎重に検討する必要がある。というのは、①調査中止を



得るために「独占禁止法執行機構が許可した期限内に具体的な措置を講じて独占的行為の結果を消滅させること」を承諾することは、独占的行為の自認を前提とするという点である。また、②履行不可能な承諾とならないか、という点にも留意が必要である。調査中止の制度においては、承諾をしたうえ当該承諾を履行して初めて調査の終了（明記はないが制裁の減免に結び付くと推測される）を得ることができるため、事業者にとっては、承諾の内容が履行可能なものか否かがこの制度の利用の適否の判断に重要となるが、独占禁止法が要求する承諾内容は単に独占的行為を停止することではなく、具体的な措置を講じて「独占的行為の結果を消滅させること」である。現実には、そもそも事業者自身が（更には独占禁止法執行機構も）「独占的行為の結果」がいかなる態様でどの程度まで波及しているのかを把握することは困難であると思われ、また、事業者が自らの努力によりその結果の除去をすることも困難なケースが少なくないように思われる。この制度の現実的利用可能性は、独占禁止法執行機構がどの程度承諾の申し出を受け入れるかのほか、事業者にとって承諾及びその履行の現実的実行可能性の有無にもかかわるものと思われる。

3 法的責任

(1) 法的責任の内容

事業者の独占的協定に対し、独占禁止法が定める制裁は、次のとおりである（独占禁止法第46条、第50条）。罰金額の確定にあたっては、行為の性質、程度及び継続時間等の要素が考慮される（同法第49条）。行為の停止命令はあるが、営業譲渡等による独占的行為の排除措置は規定されていない。また、行政罰のみが予定される点で、水平的協定に対し、刑事罰の制裁を設ける諸外国の立法例と比べ、やや緩い制裁といえる。

- ① 独占的協定をし、かつ、実施した場合：違法行為の停止命令、違法所得の没収、罰金⁶（前年度の売上額の1%以上10%）、他人に損失をもたらした場合の民事責任
- ② 独占的協定をしたが実施されていない場合：罰金（50万元以下）、他人に損失をもたらした場合の民事責任

(2) 減免制度（リーニエンシー）

独占禁止法は、「事業者が独占禁止法執行機構に独占的協定に関する状況を自主的に報告し、かつ、重要な証拠を提出した場合に、独占禁止法執行機構は、事情を斟酌して当該事業者への処罰を軽減し、又は免除することができる。」として、事業者側の自主的な申告及び独占禁止法執行機構の裁量により、制裁が減免される可能性がありうることを認めている。この文言から判断する限り、自主的報告と重要証拠の提出によって制裁の減免の余地が生ずる点で、前記の調査中止の制度よりも事業者にとり利用可能性がある場合が多いように思われるが、独占禁止法はこの制裁の減免の制度について、その申請の時期（調査開始の前か後か）、対象となる独占的協定事案における事業者の申請の順位等の事情が減免にあたりどのように斟酌されるかといった具体的な内容について何ら規定を設けておらず、また、減免をするか否かが独占禁止法執行機構の裁量に委ねられることから、その利用可能性はなお不明確である。

⁶ 中文原文（罰款）の直訳である。この罰金（罰款）は、違法行為の要素に着目してその額が決定されることや、罰金の基数を（実行期間中の売上高でなく）前年度の売上額に限定していること、この罰金のほかに違法所得の没収が制裁として定められていること、後述するリーニエンシー制度が設けられていること等から、その性質は課徴金でなく文字どおり罰金（制裁金）と推測される。

二 市場支配的地位の濫用

1 市場支配的地位の濫用行為

(1) 市場支配的地位の濫用行為

独占禁止法が規制対象とする市場支配的地位の濫用行為は次のとおりであり、これを市場支配的地位を有する事業者が行うことが禁止される（独占禁止法第17条）。

- ① 不公正な高価格で商品を販売し、又は不公正な低価格で商品を購入すること。
- ② 正当な理由なく、原価を下回る価格で商品を販売すること。
- ③ 正当な理由なく、取引先に対して取引を拒絶すること。
- ④ 正当な理由なく、取引先が自己との間でのみ取引できるよう制限し、又はその指定した事業者のみ取引できるよう制限すること。
- ⑤ 正当な理由なく、商品を抱き合わせ販売し、又は取引の際にその他の不合理な取引条件を付すこと。
- ⑥ 正当な理由なく、同等な条件の取引先に対して取引価格等の取引条件の面で差別待遇をすること。
- ⑦ 国务院の独占禁止法執行機構が認定したその他の市場支配的地位の濫用行為

(2) 市場支配的地位の認定

上記各行為は、市場支配的地位を有する事業者が行うことにより初めて独占禁止法の規制対象となるため、この「市場支配的地位」をどのように認定するかが事業者側の予測可能性のから重要となる。この点、独占禁止法は、市場支配的地位の定義、推定事由及び認定要素をそれぞれ次のとおり規定している。

定義 (第17条第2項)	本法にいう市場支配的地位とは、事業者が関連市場において商品価格、数量又はその他の取引条件を支配することができる、又はその他の事業者が関連市場に参入することを阻止し、若しくはこれに影響を及ぼすことができる市場における地位をいう。
市場支配的地位を有するとの推定事由 (第19条)	① 1つの事業者の関連市場における市場シェアが1/2に達している場合 ② 2つの事業者の関連市場における市場シェアが2/3に達している場合 ③ 3つの事業者の関連市場における市場シェアが3/4に達している場合 (但し、②及び③の場合において、いずれかの事業者の市場シェアが1/10未満の場合には、当該事業者は市場支配的地位を有するとは認定されない。)
市場支配的地位の認定要素 (第18条)	① 当該事業者の関連市場における市場シェア及び関連市場における競争状況 ② 当該事業者の販売市場又は原材料の購入市場を支配する能力 ③ 当該事業者の財力及び技術条件 ④ その他の事業者の当該事業者に対する取引上の依存の度合い ⑤ その他の事業者による関連市場への参入の難易度 ⑥ 当該事業者の市場支配的地位に関連するその他の要素

そもそも現時点では「関連市場」がどのように判断されるかについて特段の基準が示されていないため、市場支配的地位を有するか否かの判断も困難であるが、その点を度外視するとすれば、事業者としては、まずは自己が市場支配的地位を有すると推定される状況にあるかを確認し、そうであれば反証活動を、そうでなければ市場支配的地位の認定要素から判断して市場支配的地位を有すると認定されうる状況にあるかを検討することになると思われる。

2 独占禁止法執行機構の調査

市場支配的地位の濫用に対する独占禁止法執行機構の調査については、前述の独占的協定に



において記載したところ（Ⅱ、一、2）と同様となる。

3 法的責任

市場支配的地位の濫用に対し、独占禁止法が定める制裁は、違法行為の停止命令、違法所得の没収、罰金（前年度の売上額の1%以上10%以下）及び他人に損失をもたらした場合の民事責任であり（同法第47条、第50条）、刑事罰は予定されていない。なお、独占的協定のような制裁の減免制度の対象とはならない。

三 事業者結合

1 禁止される事業者結合

(1) 事業者結合

独占禁止法が規制対象とする事業者結合は次のとおりであり、この事業者結合が「国務院が規定する申告基準」に達する場合には、事業者は、独占禁止法執行機構に事前申告しなければならない（独占禁止法第17条）。

- ① 合併
- ② 持分又は資産の取得による他の事業者の支配権取得
- ③ 契約等の方式により、他の事業者の支配権又は他の事業者に対し決定的な影響を与えることができるようになること。

(2) 事前申告の手続

事業者結合を実施するにあたっては、事業者としては、①自己が事前申告を要するか、②事前申告を要する場合において、なお結合を実施するための条件（事前申告の手続内容）が重要となる。

① 事前申告要否の基準

まず、「国務院が規定する申告基準」に達する事業者に該当する場合には、事業者結合にあたり事前申告が必要である。もっとも、「国務院が規定する申告基準」は、本稿作成時点において未だ発布されていないようであり、その内容を検討することができない⁷。

一方、独占禁止法の趣旨と抵触しない結合行為、具体的には、事業結合が親子会社間又は兄弟会社間の組織再編として行われる場合には、独占禁止法の規制対象とする必要性に乏しいため、事前申告をしないことが可能である（独占禁止法第22条）。

② 事前申告の実施条件

事業者結合をするにあたり事前申告を要する場合には、独占禁止法第23条から第30条に規定される手続を履行して、事業者結合の実施の可否について独占禁止法執行機構の決定を受けなければならない。手続の詳細は割愛するが、ポイントは次のとおりである。

- a) 独占禁止法執行機構の審査は2段階に分かれている。
- b) 第一次審査は同機構が申請資料を受領した日から30日以内に行われ、この段階で第二次審査をしない決定を得た場合又は上記期間内に決定がなされない場合には、事業者結合をすることができる（独占禁止法第25条）。上記期間の延長を可能とする規定は設けられていない。
- c) 第二次審査は第二次審査をする決定の日から90日以内に行われ、この段階で事業者結合を禁止する決定がなされない場合又は上記期間内に決定がなされない場合には、事業

⁷ もっとも、草案段階では、この基準を「事業者結合に参加する全ての事業者の全世界における前年度の売上額が120億人民幣を超え、かつ、そのうち1つの事業者の中国国内における前年度の売上額が8億人民幣を超える場合」としていたことが現時点の一応の目安として参考になる。



者結合をすることができる（同法第26条）。ただし、上記の期間は、同法第26条第2項所定の事由がある場合には延長されうる。

- d) 事業者結合が競争を排除又は制限する効果を生ずる可能性がある場合には当該結合が禁止されることを前提に、例外的に、(i) 競争により生ずる良い影響が悪影響を明らかに上回ること、又は(ii) 当該結合が社会公共の利益に適合することを事業者が証明した場合には、事業者結合が禁止されない余地がある（上記事由の立証責任は事業者にあるが、事業者が立証に成功したとしても、事業者結合を禁止しない決定がなされるか否かは独占禁止法執行機構におお裁量の余地がある文言となっている。）。（同法第28条）。
- e) 事業者結合が禁止されない場合でも、独占禁止法執行機構の判断により、当該結合に対し一定の制限的条件が付される可能性がある（同法第29条）。
- f) 決定に不服がある場合には、まず行政再議の手続をする（直接に行政訴訟を提起することはできない。）。（同法第53条第1項）

なお、上記のほか、外資の国内企業買収等のケースについては、「外資が国内企業を買収し、又はその他の方式により事業者結合に参加する場合において、国家の安全に係わる時は、本法の規定により事業者結合審査を行うほか、更に国家の関係規定に従い国家安全審査を行わなければならない。」との規定が特に設けられているが（同法第31条）、ここにいう「外資」の範囲（外国投資家のみならず外商独資企業等も含むのか）や「国家安全審査」の意味するところと「外国投資家による国内企業を買収に関する規定」第5章所定の商務部及び国家工商行政管理総局への報告手続との関係等が明らかでなく、その意味するところを十分に判断することができない。

2 独占禁止法執行機構の調査

事業者結合実施の可否等の判断にあたっての独占禁止法執行機構の調査については、前述の独占的協定において記載したところ（Ⅱ、一、2）と同様となる。

3 法的責任

事業者が独占禁止法の規定に反して行った事業者結合に対し、独占禁止法が定める制裁は、事業者結合前の状態を回復するために必要な措置を講ずる命令（結合実施の停止命令、株式又は資産の処分命令、営業譲渡命令等）、罰金（50万元以下）及び他人に損失をもたらした場合の民事責任である（同法第47条、第50条）。

四 行政的独占

1 行政的独占とは

行政的独占とは、社会主義市場経済が導入される前から存在する中国独特の独占形態であり、行政機関及び行政機関が授権した公共事務管理の職能を有する組織が地方保護主義等を背景に行政権限を濫用して行う競争制限的行為であり、社会主義市場経済が開始される前から意識されてきた問題である。独占禁止法以前にも行政的独占を禁止する規定は幾つか存在しているが、独占禁止法にも改めて規定されている。



2 行政的独占の形態

独占禁止法が禁止する行政的独占の形態は、指定事業者の商品、サービスの利用強制（同法第32条）、地域封鎖（同法第33条各号）外地事業者の参入制限（同法第34条、第35条）、事業者に対する独占的行為の従事強制（同法第36条）及び競争制限的規定の制定（同法第37条）であり、典型的な行政的独占の形態をほぼ網羅している。

3 問題点

上記のように、独占禁止法においては、行政的独占行為がほぼ網羅的に規制対象とされているが、内容的には過去の規定を敷衍したもので、従来指摘されてきた問題点を打破する内容とはなっていない。というのは、独占禁止法は、行政的独占を「独占的行為」（即ち、事業者が行う独占的協定、独占的地位の濫用及び事業者結合）に含めていないため（独占禁止法第3条）、独占的行為に対する独占禁止法執行機構の調査対象とならず（同法第38条第2項）、従って同法所定の告発の対象ともならない（同法第38条第3項）。換言すれば、行政的独占については独占禁止法執行機構の権限の範囲外に置かれているともいえる。このことは、制裁面でも同様である。

行政的独占行為に対する制裁として、従来、上級の行政機関による是正命令及び同級又は上級の行政機関による主要責任者の処罰が定められていたが（「反不正等競争法」第30条）、上級又は同級の行政機関が上記の処罰をしたケースはほぼみられず、このような処罰方法には実効性がないとの批判がなされていた。この点について、独占禁止法により修正が図られることが期待されていたものの、独占禁止法はなお、行政的独占について上記とほぼ同様の制裁方法を維持し、独占禁止法執行機構は処分意見の提出をなしうるのみであり（独占禁止法第51条）、行政的独占を制限するための実効性に乏しい内容にとどまっている。

五 域外適用

独占禁止法は、中国国内の経済活動における独占的行為のほか、中国国外の独占的行為のうち、「中国国内市場における競争を排除し、又は制限する影響を有するもの」にも適用される（同法第2条）。アメリカの反トラスト法の域外適用規定（効果理論）を参考に設けた条項とのことであるが、この域外適用規定の運用に対する当局の考え方（例えば、国外事業者の独占的行為が中国国内市場に影響を与えることをもって国外事業者が中国の独占禁止法上の制裁等を受けうるか、それとも、中国国内に対する効果のみならず、場所的、人的関連や規制の重要性等の要素を外国との関係で比較衡量して国外事業者への処罰を決するか）は今後の運用を見守る必要がある。もっとも、独占禁止法の域外適用の問題は、本来的には各国間の条約等で解決されるべき問題であり、そのような条約を欠く現時点では、域外適用規定は宣言的な意味を有するにとどまると思われる。

III 適用除外行為

独占禁止法の適用除外行為は、①事業者が知的財産権に関する法律、行政法規の規定により知的財産権を行使する行為（但し、知的財産権を濫用し、競争を排除し、制限する行為にはなお独占禁止法を適用するとする。同法第55条）及び②農業生産者及び農村経済組織が農業製品を生産、加工、販売、輸送、保管等の経営活動において実施した聯合又は協同行為（同法第56条）である。



「国有経済の統制的地位を占める国民経済の重要部門及び国家安全に関係する業界並びに法により独占経営、専売を実行する業界」(同法第7条)については、多くの立法例においては適用除外とされるものの、中国では、草案段階において、こういった業界は内部の利益関係に左右されやすい体質を有し、主管機関が十分な監督機能を果たせていないとして、独占禁止法の適用対象とすべきとする議論もなされてきた。結果的には、独占禁止法は上記の業界が同法の適用を除外されるか否かを明記しないアプローチを採用し、この問題については「空白を残した」形となっている。

IV おわりに

本来、独占禁止法という法律は、自由競争原理を前提として、私的企業間の競争制限行為を規制する法律として欧米を中心に確立されてきた法である。これまで中国に競争制限行為に対する規制が存在しなかったわけではないが、本年、行政的独占を含めた統一的な独占禁止法の制定に至ったことは、中国の市場経済が経済的な状況が独占禁止法を制定する必要性及び適用可能性の両面において熟してきたこと、並びに行政権力に依拠した市場管理から市場における競争に委ねる社会的条件が熟したことの表れであり、「中国経済体制の一里塚」とも評される象徴的な法律といえる。もっとも、この象徴的な法律がその存在意義を発揮するためには、同法が適性かつ十分に執行されるか否かにかかっている。今後は、制定が予想されるガイドラインの内容、独占禁止法執行機構の独立性等が非常に注目される。

以上



「華南新拓展 ～ 華南における新しいビジネススキームを考える」

第1回:「大きな転換期を迎えた華南経済圏 ①」

～ 華南経済圏の動向を振り返る／その1

三菱東京UFJ銀行
香港支店 業務開発室
支店長代理 江上 昌宏

今回から新連載となります「華南新拓展」では、前回までの連載「香港再考」で考えてきました“香港活用スキーム”も組み合わせながら、広東省を中心とした“華南における新しいビジネススキーム”を考えていきたいと思えます。まずは、華南経済圏をマクロ的に俯瞰しながら、最近の保税委託加工貿易政策の動向も踏まえつつ、今後の華南経済圏の方向性を探っていきます。

1. 「華南における新しいビジネススキーム」の検討を前に

近年、華南地区でビジネスを展開している日系企業の皆様は、華南経済圏が大きな転換期を迎えるなかで、今後の同経済圏の将来像を見据えた新しいビジネススキームを検討されているのではないのでしょうか。とりわけ、筆者が注目している最近の動きは、長年保持されてきた生産拠点としての優位性を主体とする「華南型ビジネスモデル」を揺るがすような保税委託加工貿易（以下、加工貿易、詳細後述）の政策をはじめとする各種法制度の変更が行われてきている点です。こうした状況下、「香港再考」で見てきましたように、先人の叡智の結集とも言うべき「華南型ビジネスモデル」に優るような全く新しいモデルを生み出すことは難しいかもしれませんが、従来の「華南型ビジネスモデル」において新しいスキームを組み込んだり、取引スキームを変更したりすることで、時代の変化に即した競争力のある「モデル」への変革を図ることができるかもしれません。さらには、新スキームを徐々に中核に据えていくことで、将来的に、全く新しい「ビジネスモデル」への展開に昇華させていくことも考えられるでしょう。やや抽象的な話になりましたが、本連載では、個別のビジネス形態や業種に絞りつつ、より具体的な議論をしていきたいと思っております。日系企業の皆様から頂く「華南型ビジネスモデル」の優位性というご質問に対する答えを明確に導くことは難しいかもしれませんが、少しでも今後のビジネスにお役立て頂けましたら幸甚です。今回は、華南経済圏のこれまでの動向を簡単に振り返っていききたいと思います。

2. 華南経済圏とは～“輸出主導型”による経済成長とその原動力

「華南経済圏」は、20年以上にわたり“輸出主導型”の経済成長を遂げてきました。「華南経済圏」とは、広東省、福建省、香港・マカオの特別行政区等を含むエリアのことを指しています。同経済圏では、78年からの鄧小平指導体制下の「改革・開放政策」により、中国本土の先陣を切って、広東省の深圳市、珠海市、汕頭市、福建省の厦門市などに経済特別区（所謂経済特区）が新設され、外資系企業の進出が進みました。まず、香港系製造業が生産コスト抑制を目的に玩具、衣料品、雑貨といった業種で加工貿易制度を活用して中国本土に進出しました。加工貿易とは、海外から中国に保税状態で輸入した原材料・部品等の加工・組立を行って完成品として海外に輸出することを指し、同取引は、大まかに「来料加工取引」と「進料加工取引」に分けられます（注1）。こうした加工貿易取引を活用した香港系製造業の成功を受けて、広東省とりわけ香港を含む珠江デルタ地域には、80年代後半から日系、90年代に入り台湾系、欧米系などの製造業も進出、本国での技術蓄積を活かした電機・電子産業を中心とした同取引によるビジネスが拡大してきたのです。これを受けて、電子部品や樹脂成形メーカーを嚆矢として各種部品メーカーの外資進出

も活発化する一方、相応に地場部品メーカーなどの育成も進み、産業集積が進んだことで、現地調達化によるコストダウンのメリットが発揮されるといった好循環を導いたと考えられます。

(注1)「来料加工取引」とは、香港などの海外企業が、中国の鎮と称される村などの郷鎮企業から工場の土地及び建物を借り受けて、無償で原材料・設備を提供し、生産した製品を全量引き取り、加工賃のみを支払う取引のことを指します。また、「進料加工取引」とは、海外企業が、有償で材料を提供し、生産した製品を海外企業が引き取り、製品代金を支払う取引のことを指します。

図表：華南経済圏の地理的位置



(資料)三菱東京UFJ銀行香港支店業務開発室作成

こうした背景には、以下の①～④にみる加工貿易や⑤～⑥にみる“地の利”の活用により、各種経費や税金支払等の外部流出を抑制できるといったメリットがあったためと考えられます。すなわち、内陸からの多くの出稼ぎ労働者を活用して人件費を抑制するのは勿論のこと、①来料加工形態では、割安な加工賃支払のみで製造経費等を抑制できる、②進料加工形態では、華南は輸出時に還付を受ける増値税(付加価値税)を一旦支払う必要がないのが一般的で、同税の立替期間中の金利負担が嵩まない、③転廠取引(注2)により輸送コスト等を削減できる、④中国・香港の低税率の制度(注3)活用により外部流出を抑制できる、といったことが挙げられます。これに加えて、⑤香港の発達した物流インフラと運輸業者間の激しい競争を背景とした低運賃の下、輸送コストが削減できる、⑥香港の整備された決済インフラなど中国と比べ自由度の高い金融機能のフル活用により、円滑な財務活動が行える、といったメリットも挙げられます。また、加工貿易取引を主体とする華南進出の外資系企業は、上記の要因を受けて産業集積が進んだことを背景に、コスト競争力を向上させ、輸出競争力を高めてきた結果、華南地区の輸出額に占める加工貿易の比率は7～8割(中国全土では5～6割)に及んでいます。

(注2) 転廠(深加工結転)取引とは、加工貿易取引において、海外から中国に保税状態で輸入された原材料や部品が中国内の複数の工場を転々としながら加工・組立が行われ、最終的に輸出される場合、当該製品の国内移動も輸出入取引とみなして、輸入関税と増値税の課税が留保される取引のことを指します。企業は、転廠取引を活用することで、保税扱い、輸送コストの低減、輸送時間の短縮などのメリットを享受できることになります。

(注3) 香港企業が来料加工取引を行う場合、中国側では香港企業が支払う加工賃部分しか課税されないうえ、香港側では、製造業としてオフショア所得に関する減免措置(来料加工取引部分の所得に対し、香港の企業所得税率17.5%の半分となる8.75%の税率適用)や、保有設備について税務上の特別償却制度が活用できるなど、税負担の抑制が可能になります。



3. 補足として ~ 差異化が薄れる華南特有の取引形態

最後に、こうした華南における経済成長の原動力のひとつとなってきた「来料加工」や「転廠取引」といった取引形態が、他地域との差異化を図れているかどうかについて少しみておきましょう。

まず「来料加工取引」は、華南地区のみに認められた取引形態であるかどうか考えてみたいと思います。華南では、外国企業が、法人格を有しない来料加工廠（“外貿権（注4）”のない企業非法人）を加工企業として製造を委託し、外貿公司や輸出入公司と称される経営企業を介して輸出入を行う形態が多くみられてきました。これに対し、華東や華北地区では、来料加工廠を加工企業とする形態は限られており、外国企業が、外資系企業の生産現法や中資法人との間で来料加工を行うケースが多くなっています。一般的には、来料加工とは「来料加工廠」の形態を指すことが多いので、来料加工は華南特有の取引形態と思われがちなのですが、こうした外国企業と中国法人との来料加工契約も締結できることから、来料加工自体は中国全土で認められている形態と考えられそうです。この点については、「加工貿易審査認可管理暫定規則」（外経貿管發【1999】第314号）で、加工企業としては「法人格を有する生産企業」も定義されているので、法的にも認められた取引形態と言えるでしょう。

次に「転廠取引」についても、華南のみに認められた取引形態であるかどうか考えてみたいと思います。4~5年前までは、華南以外の地区では、外貨管理局による送金の認可や税務局による増値税還付手続きなどの高いハードルがあつて、転廠取引が行われているケースをあまり耳にしませんでした。ただし、最近では、華東や華北地区でも、工場所在地管轄の外貨管理局が国内間の外貨送金や海外からの外貨送金受け入れといった取引を認めるケースが出てくるなど、転廠（深加工結転）取引がみられてきたので、華南特有とまでは言い切れない状況になりつつあると言えるでしょう。もっとも、華南では、転廠に対して、以前より定着した取引として各当局の認識や理解が進んでいるため、同手続き自体が円滑に進みますし、輸出に関わる増値税の還付手続きの差異などに悩む必要もないので、華南完結型の転廠取引の優位性が維持されていることは言うまでもありません。

（注4）“外貿権”とは、①「対外貿易経営者備案登記弁法」に従って登録し、幅広い商品を輸出入できる“対外貿易権”と、②工場で使用する原材料輸入と製造した商品を輸出できる“自営の貿易権”（外資は設立時より備わっているのに対し、中資の場合、最低資本金50万人民元以上等の条件による登記制）を指します。

今回は華南経済圏の経済成長の原動力として、華南特有の加工貿易が活用されてきたと述べました。次回は、華南経済圏が、華南特有の要因により、輸出主導型の経済成長を遂げた事実をマクロデータで振り返りつつ、今後の見通しについて考えてみたいと思います。

文章中の記載事項は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますようお願い申し上げます。その他専門的知識に係る部分については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認下さい。

（本稿は香港の週刊紙香港ポスト2007年5月22日号掲載内容に加筆したレポートです）

以上

（執筆者のご連絡先とメッセージ）

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室

住所：8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email：Masahiro_Egami@hk.mufg.jp

TEL：852-2823-6991 FAX：852-2823-6744



中国の貿易黒字拡大の背景と日韓の対中貿易構造の比較

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

調査部 研究員

野田麻里子

1. 世界経済の推進役を期待される一方で貿易黒字の拡大が続き一人勝ち状態の中国

米国のサブプライム・ローン問題に端を発する金融市場の混乱から欧米先進国景気の先行きに不透明感が強まる中、高成長を続ける中国経済に世界経済の推進役としての期待が高まっている。しかし、現実には中国の貿易黒字は拡大する一方で、いわば一人勝ちの状況にある。したがって近隣アジア諸国をはじめとする諸外国にとって対中輸出を梃子にした成長、対中貿易黒字の拡大といったシナリオの実現はそう簡単ではなさそうである。

本稿では中国の貿易黒字拡大の背景を品目別並びに国・地域別収支の観点から整理すると同時に日本と韓国という台湾に次ぐ二大対中貿易黒字計上国（中国にとっては貿易赤字計上国）の動向を比較検討することによって対中輸出拡大戦略の今後について若干の展望を試みた。

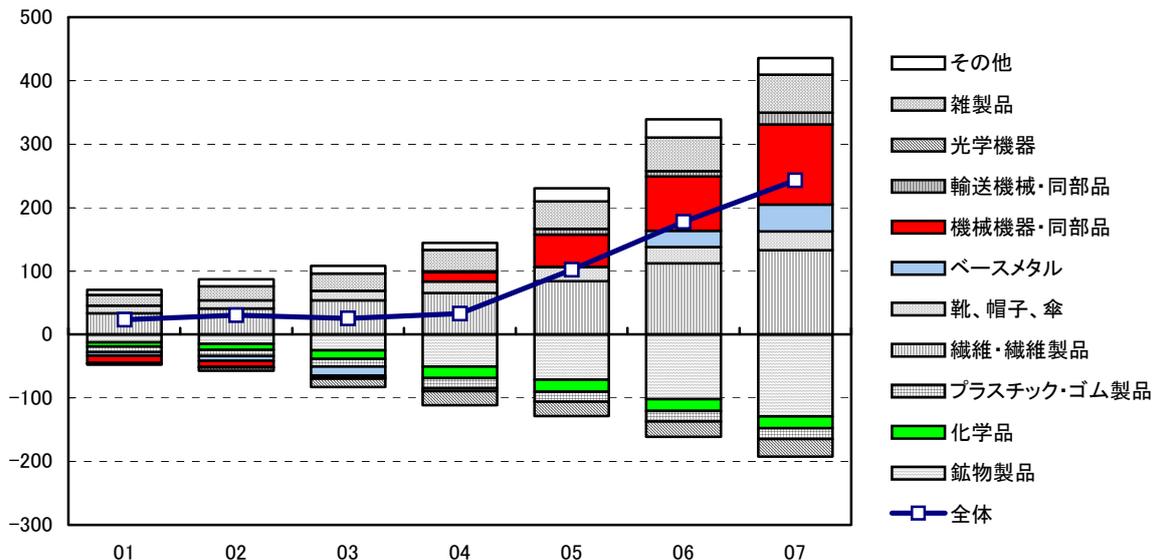
2. 品目別貿易収支の動向：黒字に転じた機械類の収支

中国の貿易黒字は2004年の約330億ドルから2005年に1,000億ドル超に急拡大。その後も拡大が続き今年（2007年）は2,430億ドル（1-8月期実績の年率換算値）近くに達すると見られている。

こうした貿易黒字の推移を品目別の貿易収支の観点からみたのが図表1である。これを見ると繊維・繊維製品、家具や玩具などの雑製品といった従来から中国の輸出競争力が強い品目で黒字が積み上がる一方、2004年以降、一般機械や電気機械とそれらの部品を含む機械機器・同部品の項目の貿易収支が黒字に転じ、その後黒字幅を拡大させつつ、中国の貿易黒字額の増加に大きく寄与していることがわかる。また、2005年以降には鉄鋼製品をはじめとするベースメタル類も黒字項目に転じている。

(10億ドル)

図表1. 中国の品目別収支の推移

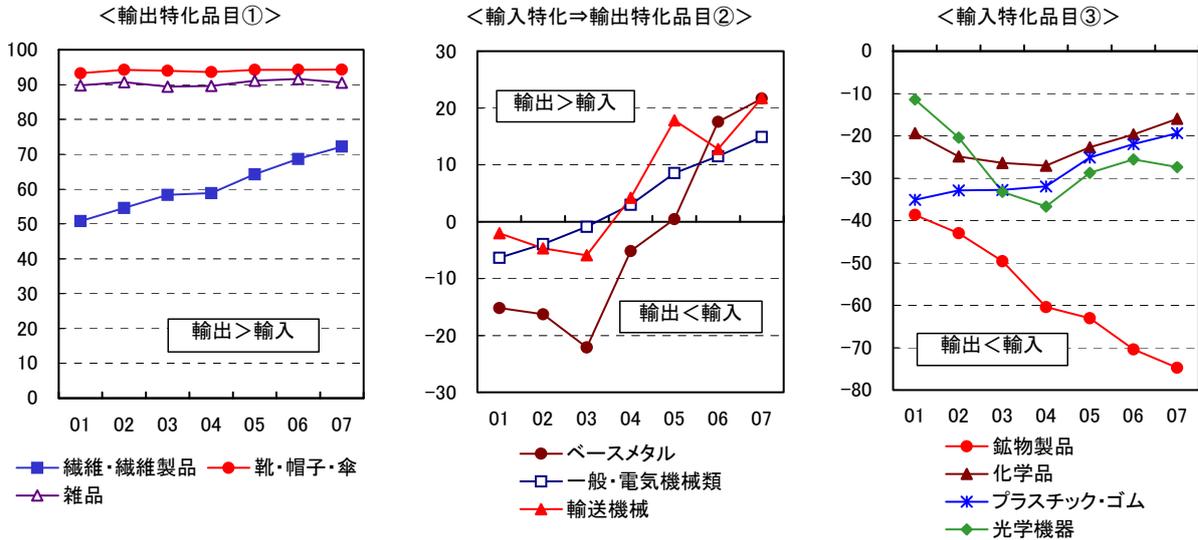


(出所)CEIC (注)2007年は1—8月期実績の年率換算値。



こうした状況を同一品目の輸出入のバランスから見る貿易特化係数(=(輸出-輸入)/(輸出+輸入)×100)で見ると、一般機械並びに電気機械類が部品等の供給体制も整い生産が本格化する中で輸出競争力を高めて、輸入特化から輸出特化状態に転じている様子がよくわかる(図表2の②)。一方、原油を中心とする鉱物製品については中国の原油需要の拡大と原油価格の上昇が相まって輸入特化傾向が強まっている状況が確認できる。

図表2. 中国の品目別貿易特化係数の推移

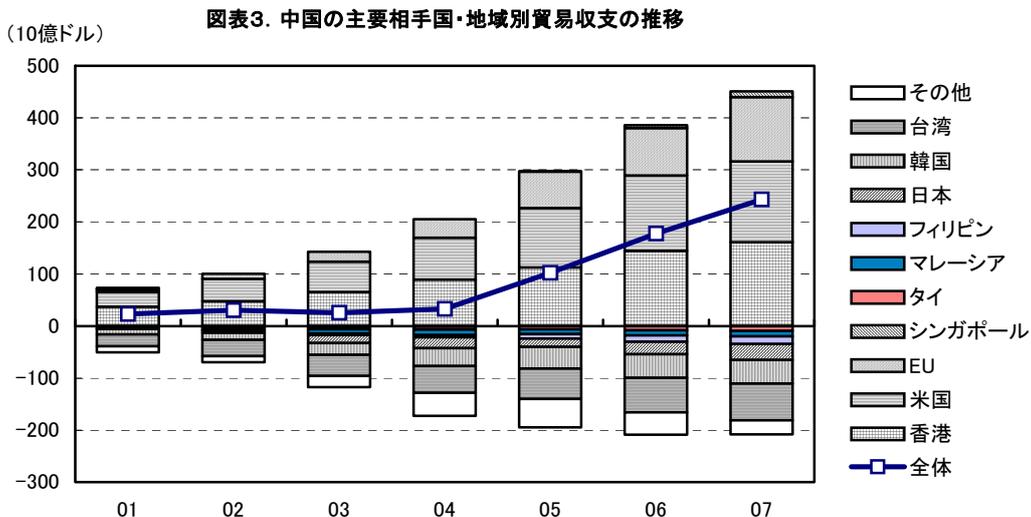


(注1)貿易特化係数=(輸出-輸入)/(輸出+輸入)×100; +100に近いほど輸出に特化(≒輸出競争力大)、-100に近いほど輸入に特化(≒輸出競争力小)、0近傍は輸出入額が均衡している状態。水平分業が進んでいるケースなどがこれに相当。
(注2)2007年は1-8月実績値ベース。

(出所)CEIC

3. 国別貿易収支の動向：対欧米・香港で黒字拡大の一方、アジア近隣諸国には赤字計上続く

次に主要相手国・地域別の貿易収支の動向を見たのが図表3である。シンガポールが2005年以降、貿易黒字相手国に転じた以外、対欧米・香港の黒字が拡大する一方で、台湾、韓国、日本などアジア近隣諸国に対しては赤字を計上するという構図が基本的に続いていることがわかる。

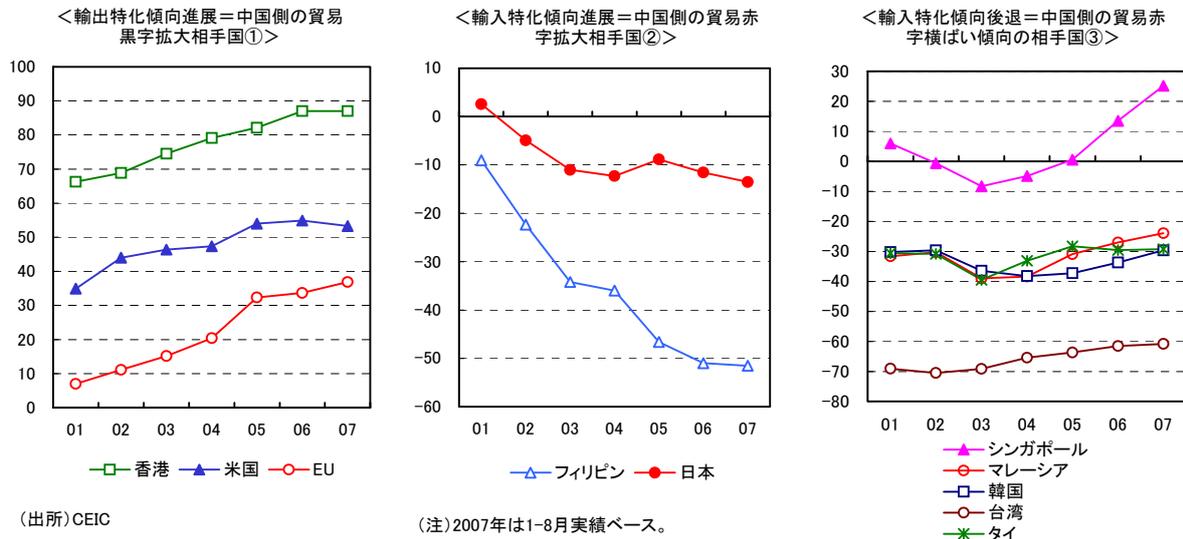


(出所)CEIC (注)2007年は1-8月実績の年率換算値。



ただし、国・地域別の貿易特化係数を見てみると、中国が貿易赤字を計上する国の中でも日本、フィリピンについては輸入特化の度合いが強まっている、すなわちこれら2カ国が対中輸出競争力を強化していることが示唆されるのに対して、台湾、韓国、マレーシアなどについては輸入特化の度合いが後退傾向にあることが観察される(図表4の②と③)。こうした差異が生じる背景に何があるのか、以下、日本と韓国の対中品目別貿易動向を比較してみた。

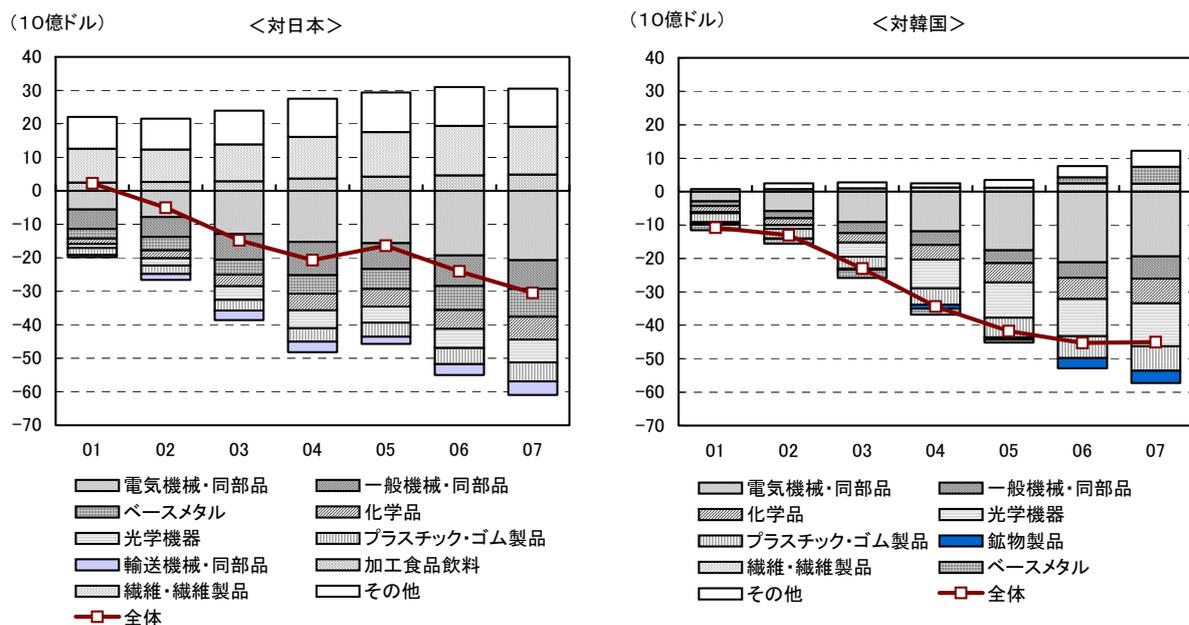
図表4. 中国の主要貿易相手国別の貿易特化係数の推移



4. 機を見るに敏な韓国 vs. 棲み分けを進める日本

図表5は中国の対日・対韓の品目別貿易収支の推移を図示したものである。中国の貿易赤字額(図表5の折れ線)、すなわち日本と韓国の対中貿易黒字額は韓国の方が大きい(07年1-8月実績の年率換算値で韓国450億ドルvs.日本300億ドル)。

図表5. 中国の対日・対韓品目別貿易収支の推移





しかし、これは韓国の対中赤字品目（額）、すなわち図表上ではプラス表示されている中国の対韓黒字品目（額）が少ないことが主因である。実際、対中貿易黒字品目（中国の対日・対韓赤字品目）の合計額だけを見れば、日本が韓国を上回っている。しかし、日本は繊維製品などを中心に大幅な対中赤字（中国の対日黒字）を計上しており、これが対中黒字を一部相殺するため、貿易収支の黒字額（中国の対日貿易赤字額）は韓国を下回る結果となっていることがわかる。

また、日本と韓国の対中黒字品目の中身を見ると

- a) 電気機械・同部品や一般機械・同部品などの機械類が対中黒字の大半を占めている、
 - b) また化学品やプラスチック・ゴム製品は両国とも黒字品目となっている、
- といった共通点が見られる。

しかし、その一方で、

- c) 日本ではこれらに加えて、ベースメタル、輸送機械も対中貿易黒字の拡大に寄与しているのに対して、韓国ではベースメタルは2006年以降、対中赤字品目に転じているほか、輸送機械の対中黒字額は小幅なものにとどまっている。
 - d) また、日本では鉱物製品は対中赤字品目となっているが、韓国では足元、主要対中黒字品目となっている、
- といった相違点が見られる。
- e) 他方、液晶パネルなどを中心とする光学機器については両国とも対中貿易黒字を計上しているがその規模は韓国が日本の約2倍の水準となっていることが注目される。

以上の諸点を16頁の図表2（中国の品目別貿易特化係数の推移）を参照しながら検討すると、韓国は鉱物製品、光学機器など中国が輸入特化傾向を強めている品目（図表2の③）、すなわち中国の供給力が弱い品目でまさにその需要に応える形で対中貿易黒字を拡大していることがわかる（上記d、e）。これは機に敏な韓国企業の行動を反映したものと言えそうである。

これに対して日本は一般・電気機械はもとより輸送機械、ベースメタルなど中国が生産力を高めて輸入特化から輸出特化に転じている品目（図表2の②）で対中黒字を積み上げている（上記c）。こうしたことが可能なのは日本企業が中国の台頭を見据えつつ自らの強みを活かすべく棲み分けを進めているからではないかと考えられる。

ところで、17頁の図表4（中国の主要相手国別の貿易特化係数の推移）は中国のキャッチアップのスピードが速いこともあり、韓国型の戦略で対中輸出を拡大し続けること、すなわち対中輸出競争力を維持していくことが次第に難しくなっていることを示唆していると言えそうだ。もちろん同じ理由で日本型の棲み分け戦略もいつまでも安泰とは言えないだろう。言い古されてはいるが中国の台頭は日本にとっても韓国にとっても、そしてそれ以外の国にとっても、やはり好機であると同時に危機でもあるようだ。

（執筆者のご連絡先）

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail: mariko.noda@murc.jp



生き残り競争が本格化する中国セメントメーカー

三菱東京UFJ銀行
企業調査部 香港駐在
シニアアナリスト 王浩

中国では、建設投資の加速に伴ってセメント需要が急拡大しており、中国のセメント産業は、今や世界全体のセメント生産量の半分を占めるようになるなど中国の主要産業の一つとして成長を遂げている。しかし、その一方で供給面をみると、生産効率の低い小規模メーカーが乱立、旧型設備の使用比率も高いといった課題が山積しており、足元では中央政府が産業構造の転換に乗り出すなど、今まさに変革の時代を迎えている。そこで本稿では、中国のセメント業界の現状と今後の見通しについて簡潔にまとめた。

1. 中国セメント業界の概要

まず、中国のセメント業界の概要を整理すると（図表1）、年間の生産量は2006年時点で12億3,500万トンに達している。これは日本のセメント生産量（7,300万トン）の17倍に及ぶ規模で、世界全体のセメント生産量の約5割を占めている。中国から海外への輸出も3,600万トンあるが、全生産量の97%が国内向けに販売されており、中国のセメント業界は典型的な内需依存型産業といえる。

市場規模は2006年時点で3,313億元（1元＝15円換算で4兆9,695億円）に達している。しかしながら、同時にセメントメーカー数も5,500社に及んでおり、1社当たりの平均生産量は22万トン、平均売上高は0.6億元（同約9億円）と、小規模のメーカーが多数乱立する産業構造となっている。

図表1：中国のセメント業界の概要（2006年）

生産量	12億3,500万トン
市場規模	3,313億元（1元＝15円換算で4兆9,695億円）
メーカー数	5,500社
1社当たり平均生産量	22万トン
1社当たり平均売上高	0.6億元（1元＝15円換算で9億円）

（資料）国家発展改革委員会、CEIC Data.Co.Ltd資料等より作成

また、セメントの焼成工程で使用される焼成炉（キルン）は、旧型の立窯と新型の乾式回転窯に大別されるが^{（注1、注2）}、中国では生産効率が低く、製品の品質も見劣りする旧型の立窯を使ったセメントが未だ生産量の半分を占めており、近年ではこれを問題視した中央政府が産業構造の転換に乗り出している（詳細後述）。

セメントは製品単価に比べて輸送コストが嵩むため、セメント業界は「地場産業」としての性格を有しており、そのことが小規模メーカーの存立を可能としてきた側面がある。市場は大きく



東北、華北、華中、華東、華南、西南、西北の各地域に分かれ、参入メーカーの顔ぶれも地域毎に異なっているが、年間販売量が500万トンを超えるような代表的なメーカーとしては、華北では山東山水水泥や唐山冀東水泥、華東では安徽海螺集団や浙江三獅集団、華中では華新水泥、華南では広東塔牌集団などが挙げられる（図表2および巻末付表）。

(注1)セメントの製造は、原料粉砕→焼成→仕上の3工程から成る。原料粉砕工程では、石灰石、粘土、けい石、酸化鉄原料などを適切な比率で混ぜ合わせ、原料粉砕機で細かく粉砕する。次に焼成工程では、粉砕された原料を所定の温度で焼成して化学反応を起こさせ、中間製品であるクリンカーを製造する。最後に、仕上工程でクリンカーを粉砕して石膏と混ぜ合わせ、セメントを製造する。

(注2)焼成工程で使用される焼成炉には、旧型の立窯と湿式回転窯、新型の乾式回転窯などがある。日本では乾式回転窯が大半となっているが、中国では依然多くの工場で立窯が使用されている。立窯は乾式回転窯と比べると、生産効率（一定の燃料で生産できるセメントの量）が1/5程度にとどまる一方、セメント生産時の粉塵排出量が5～10倍に達し、かつ製造されるセメントの強度も見劣りするといわれている。

図表2：地域別の代表的なメーカー

地域	当該地域に含まれる省・市・自治区	代表的なメーカー
東北	遼寧省、吉林省、黒龍江省	吉林亜泰水泥、唐山冀東水泥、遼寧工源水泥、遼源金剛、大連小野田(日系)
華北	北京市、天津市、河北省、内モンゴル自治区、山西省、山東省	山東山水水泥、唐山冀東水泥、金隅集団、河北太行水泥、山東沂州水泥
華中	河南省、湖北省、湖南省、江西省	華新水泥、葛洲壩、武漢亜東水泥(台湾系)、江西亜東水泥(台湾系)、天瑞
華東	上海市、浙江省、江蘇省、安徽省	安徽海螺集団、浙江三獅集団、江蘇恒来建材、浙江科華集団、中利達集団
華南	広東省、福建省、広西自治区、海南省	安徽海螺集団、中材科工、広東塔牌集団、越秀、台湾水泥(台湾系)
西南	四川省、重慶市、雲南省、貴州省、チベット自治区	雲南国資水泥、拉法基(フランス系)、瑞安(香港系)、亜州水泥(台湾系)、金頂
西北	陝西省、寧夏自治区、青海省、甘肅省、新疆自治区	唐山冀東水泥、祁連山水泥、蒙西高新技术集団、陝西秦嶺水泥、新疆天山水泥

(資料)深圳市万中企業管理諮詢「中国水泥市場研究報告」などより作成

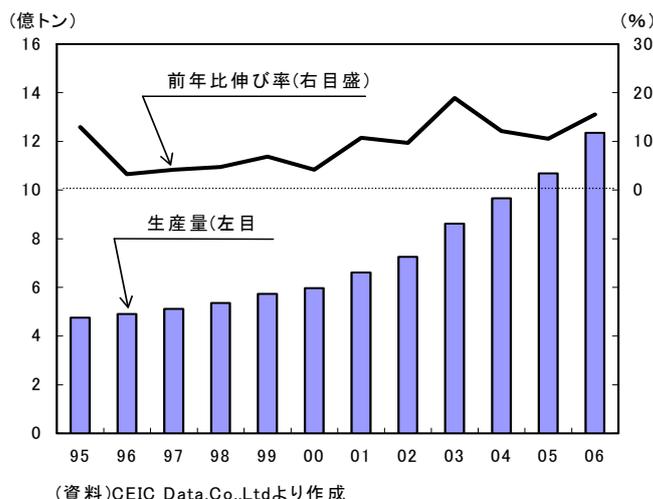
2. 市場動向

(1) 需要面～急拡大するセメント需要

中国では、経済発展が進むにつれてセメントに対する需要が急速に伸びている。1995年以降のセメント生産量の推移をみると（図表3）、とくに直近5年間は毎年伸び率が10%を上回るなど増加振りが目立っており（平均年率13.3%増）、生産量は2001年の6億6,104万トンから2006年の12億3,500万トンへと倍近くに拡大している。

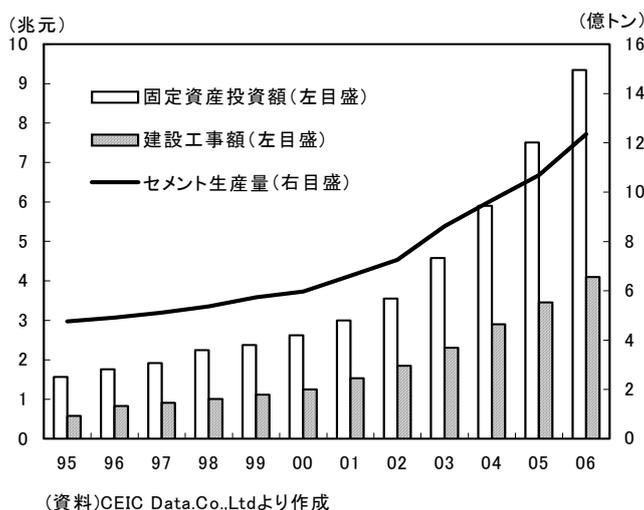
こうしたセメント需要拡大の背景には、いうまでもなく、工場やオフィス、商業施設、住宅などの建設投資が活発化したことがある。

図表3：中国のセメント生産量



周知の通り、中国では2001年のWTO加盟を受けて外資に対する規制緩和や法制度の整備が進んだことから、中国を「世界の工場」と位置付ける外資系企業や地場企業の間で工場建設の動きが活発化、つれて高速道路等のインフラ整備や都市部を中心とする住宅・オフィスの建設も加速した。実際、1995年以降の固定資産投資額の推移をみると（図表4）、2001年前後を境に拡大ペースが加速しているほか、より直接的なセメント需要を示すと考えられる建設工事額をみても（同図表）、ここ5～6年、年率20%前後のピッチで拡大しており、セメント生産量がそれと歩みをほぼ同じくして拡大してきた様子がみてとれる。

図表4：中国の固定資産投資額、建設工事額



(2) 供給面～小型・老朽設備の廃棄により足元では需給バランスが改善

ただし一方では、需要が急拡大を続けるなかで地場メーカーや外資系メーカーの工場新設の動きが相次いだことから、業界では供給能力の過剰感が高まった。

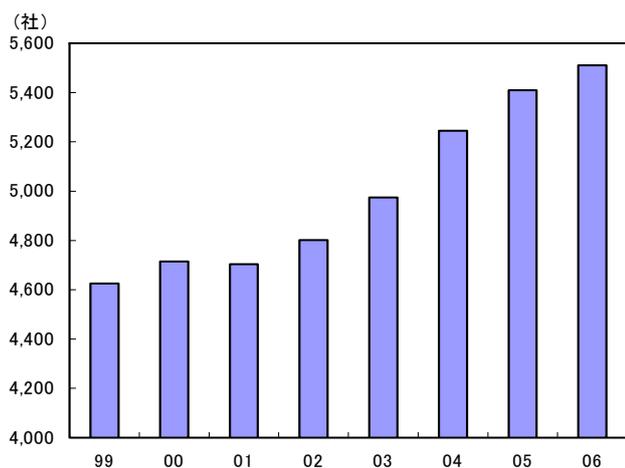
そもそもセメントは、①技術的に製品の品質に差を出しにくい、②見込生産品でありながらも量が嵩むうえに風化しやすいために在庫保有に適さず、メーカーが売り急ぎがち、③典型的な装



置産業で、固定費を賄うための稼働率維持が工場経営の優先課題となる、といった特性があり、いきおいメーカー間の価格競争が起き易い。

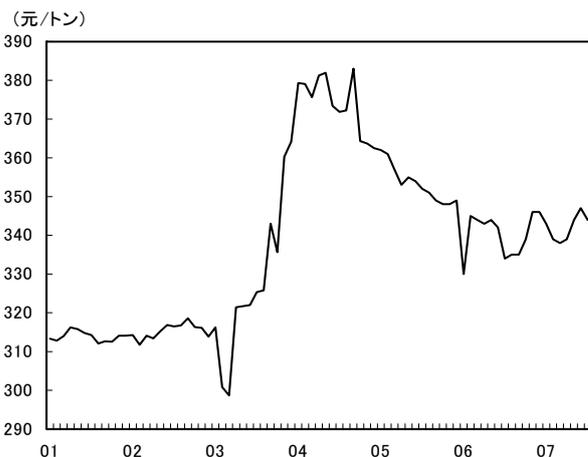
そうしたなか、2001年頃より需要拡大を見込んだセメントメーカーの新規参入や工場新設（多くは地域毎の別会社方式）の動きが加速したうえ（図表5）、2005年には固定資産投資の過熱を懸念した中央政府のマクロコントロール策が実施され、セメント需要の伸びが一時的に鈍化したことも加わって、業界では供給能力の過剰感が高まり、2003年に供給不足を主因に急騰したセメント価格が一転して急落に見舞われた（図表6）。

図表5：中国のセメントメーカー数



(資料)WIND 資料より作成

図表6：中国におけるセメント価格



(資料)CEIC Data.Co.,Ltdより作成

もともと、2004年から2006年半ばにかけて下落を続けてきたセメント価格も、足元では落ち着きを取り戻しつつある（図表6）。これは、以下にみるような中央政府の産業構造転換策が効果を表し始めたためと考えられる。

すなわち、中国のセメント業界は、前述の通り生産効率の低い小規模メーカーが乱立し、かつ旧型の生産設備である立窯を使った低品質セメントが未だ生産量の半分を占めている状況にあることから、近年ではこれを問題視した中央政府が産業構造の転換に乗り出している。

具体的には、2006年10月に発表した「セメント産業発展政策」および「セメント産業発展専門計画」のなかで、①2010年までに2億5,000万トン（年平均5,000万トン）の旧型設備を廃棄させる、②新型乾式回転窯による生産量を現在の45%から70%以上に拡大させる、③年産規模3,000万トン以上のメーカーを10社、同500万トン以上のメーカーを40社誕生させる、④2020年までにメーカー数を約5,000社から2,000社へ削減する、といった方針を打ち出し（図表7）、実際に地方政府に命じて、老朽設備しか持たず技術力も乏しいメーカーについては営業免許を取り消して工場を閉鎖させる、それ以外のメーカーでも老朽設備を有している先については補助金を支給して同設備を廃棄させる、などの取り組みを本格化させている。

今のところ、こうした中央政府の政策の影響を統計面で確認することはできないものの、各種報道をみる限り、参入メーカー各社による工場新設の動きが引き続き旺盛な一方で、中央政府の意向を受けた地方政府主導による小規模工場の閉鎖や老朽設備の廃棄が急ピッチで進んでいるのは間違いなさそうで（図表8）、足元で価格下落に歯止めがかかったのは、こうした政府の政策の影響で需給バランスが改善したことが大きかったと考えられる。



図表7：中央政府のセメント産業政策

旧型設備の淘汰	2010年までに2億5,000万トンの旧型設備を淘汰する
新型設備の投入	2010年までに新型乾式設備によるセメントの生産量を現在の45%から70%以上に拡大させる
産業構造の転換	①年間生産規模3,000万トン以上のメーカーを10社、同500万トン以上のメーカーを40社にする ②生産量上位10社の生産量シェアを2005年の15%から30%に高める
企業数の削減	2020年までにメーカー数を5,000社から2,000社に削減する
環境保護・省エネルギー促進	①セメント製造時の排気を削減する ②省エネルギーと廃棄物の再利用を促進する
投資条件の厳格化	①設備投資を自己資金35%以上の案件に限る ②中央政府の産業政策に即した案件以外、銀行による融資を認めない

(資料)国家発展改革委員会資料より作成

図表8：地方政府主導による小規模工場閉鎖、老朽設備廃棄の動き

広東省	同省では、ここ数年で300社近くのセメント工場、年産量にして1,000万トン以上が閉鎖された。過去5年間に整理されたセメント工場や小型発電所など生産効率の低い汚染型企业は1,600社を超えている。
湖北省	2007年内に同省内で環境汚染が著しいとされる零細企業約200社を閉鎖する計画。閉鎖が予定されているのは製紙関連企業が119社、セメント関連企業が73社。
北京市	2007年内に同市でエネルギー消費が多く汚染の原因ともなっている21企業を閉鎖する。鉄鋼、セメント、製紙、化学工業、火力発電などの企業が対象となる模様。
大連市	2008年末までに老朽化したセメント焼成窯をすべて取り壊す。36社、67窯が対象。技術力のない企業は営業免許を取り消して閉鎖させる。期限内に完了させるため、自発的に撤去した企業には補償金を支給する。2007年内に撤去した場合は全額を、2008年3月までに撤去した場合は半額を支給する。
東莞市	セメント工場48社の閉鎖・技術改善が完了した。補償金制度で閉鎖を促し、補償金支払総額は3億元に上った。閉鎖事業の対象48社のうち43社が閉鎖に同意、残りの原料粉碎工場4社、クリンカー粉碎工場1社は技術改善の結果、生産継続となった。
杭州市	環境汚染を招く小規模な工場の稼働を禁止する。対象は年産1,000トン以下の染色工場、年産7,500トン以下のガラス繊維工場、年産2,500トン以下のセメント工場など。

(資料)2006年から2007年にかけての各種新聞報道より作成

(3) 業績～利益率低下に歯止めかかるも鮮明化する大手・中小メーカーの業績格差

①全体の業績動向

この間、セメントメーカー全体の業績動向をみると(図表9)、統計で確認できる2003年以降、売上高は1,823億元から3,313億元へと年率22.0%のピッチで急拡大している。つれて税引前利益も、セメント価格急落の影響を受けた2005年こそ減益となったものの、2006年には売上拡大効果に価格下落に歯止めがかかったことも加わり、前年比88.5%増の大幅増益となった。

図表9：セメントメーカー全体の業績動向

(単位:10億元)

	売上高		税引前利益	
		前年比		前年比
2003	182.3	24.4%	11.2	-
2004	233.8	28.3%	13.8	23.8%
2005	267.0	14.2%	8.3	▲39.9%
2006	331.3	24.1%	15.7	88.5%

(資料)WIND資訊より作成



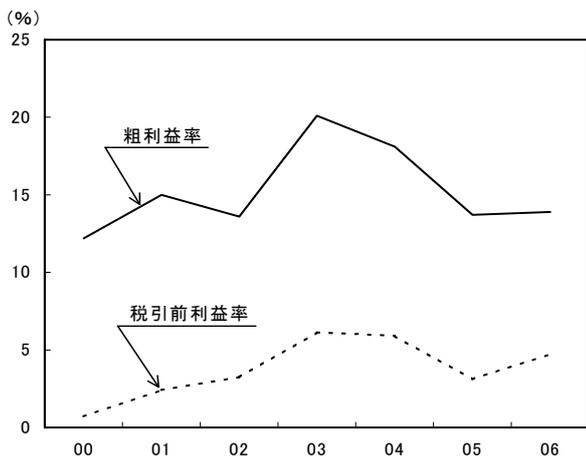
ただし、これを利益率という視点からみると、手放しで喜べる状況ではない。

すなわち、セメントメーカーの粗利益率は、トレンドとしては概ねセメント価格と同様の動きを示してきたが、足元、2001～2002年を1割程度上回る水準で推移しているセメント価格（前掲図表6）とは異なり、足元の粗利益率の水準は2001～2002年とほぼ同程度にとどまっている（図表10）。

これは、2004年から2005年にかけて、粗利益率がセメント価格の下落幅以上に低下したからに他ならないが、その背景には製造原価の7割を占めるといわれる燃料費（石炭価格、電気料金）が上昇したことがある（図表11）。

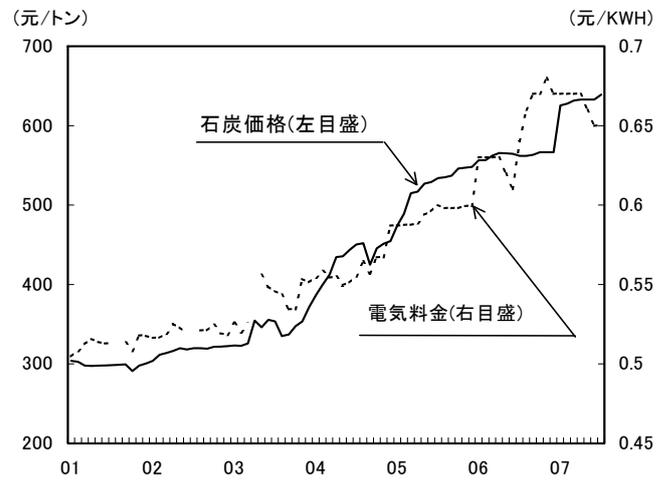
セメント製造時の主要燃料となる石炭は2001年に価格自由化が進められたが、消費量の5割を占める発電向けの需要が急増したほか、セメントだけでなく鉄鋼や化学といった主要産業の生産量増加に伴って発電向け以外の需要が高まったこともあり、価格が2001年の300人民元/トン前後から足元では600人民元/トン以上にまで上昇した。つれて発電燃料の8割を石炭に依存する電気料金も上昇傾向を辿ったことから、セメントメーカーの利益率が圧迫されたのである。

図表10：中国セメントメーカーの利益率



(資料)WIND資訊より作成

図表11：石炭価格と電気料金



(資料)CEIC Data.Co.,Ltdより作成

②鮮明化する大手・中小メーカーの業績格差

さらに見逃せないのは、2003年以降の利益率改善・低下局面で、大手メーカーとそれ以下のメーカーの業績格差が一段と鮮明化したことである。

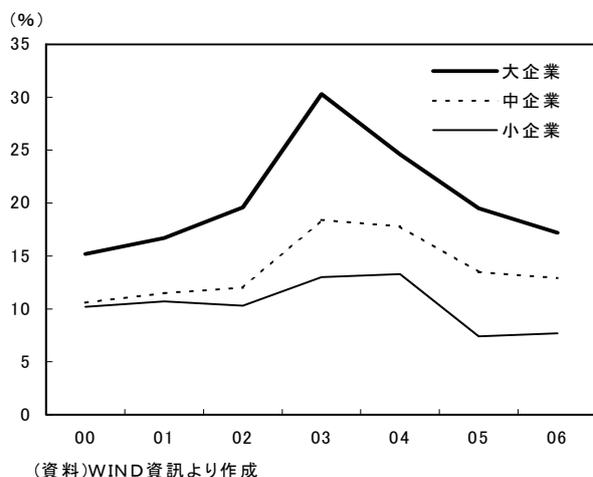
そもそもセメントメーカーは典型的な装置産業であり、生産効率の高い新型かつ大型の設備で大量生産するほどコスト競争力が高くなる。この点、中小メーカーでも工場単位でみれば競争力を持つ先も存在しうるものの、総じてみれば高い資金力・投資余力を有し、次々と最新・大型設備を投入できる大手メーカーが優位な状況にある。

実際、中央政府の分類に基づく企業規模別（大・中・小規模）のセメントメーカーの粗利益率をみると（図表12）^(注)、大規模メーカーが最も高い利益率を確保しているだけでなく、かつて5%前後にとどまっていた大規模メーカーと小規模メーカーの利益率格差が足元では10%前後にまで広がっていることがみてとれる。税引前利益ベースでは、小規模メーカーを中心に約3割のセメントメーカーが赤字に陥っており、規模が小さくなるほど財務面でも厳しい状況にある（図表13）。



(注)中央政府は主要産業について企業規模別(大・中・小規模)の統計を発表しているが、企業を規模別に分類する際の定義については公表していない。

図表 12：企業規模別の粗利益率



図表 13：企業規模別の負債比率

(単位:%)

	粗利益率	負債比率
企業全体	13.9	55.3
大型企業	17.2	54.8
中型企業	12.9	75.1
小型企業	7.7	80.2

(資料)WIND 資訊より作成

3. 今後の見通し

(1) 楽観できない収益環境

今後を展望すると、まず、セメント需要そのものは引き続き拡大していくことが予想される。

2006年以降、固定資産投資の過熱を懸念する中央政府による金利引き上げや銀行の預金準備率引き上げ等を通じたマクロコントロール策が実施されているにもかかわらず、都市開発のニーズや投資家の投資意欲が根強いなか固定資産投資の抑制にはほとんど効果が現れていないのは周知の通りである。また、一部で懸念が強まっている北京オリンピック(2008年)後の固定資産投資の落ち込みについても、同オリンピックの総事業費がインフラ整備も含め2,800億元(1元=15円換算で4兆2,000億円)と中国全土の固定資産投資(2006年9兆3,472億元)の3%程度に過ぎないこと、今後は華北や華東、華南などの都市部・沿岸部だけでなく、東北や華中での建設投資も大きく伸びると予想されることなどを勘案すれば、ある程度の影響は避けられないにせよ、前年比20%増を超える勢いの中国全土の固定資産投資が大きく落ち込むとは考えにくい。

一方でセメントメーカーの利益面について考えると、需要拡大が見込まれることは大きなプラスであり、政府主導による小規模工場の閉鎖や老朽設備の廃棄がさらに進むとみられることも踏まえると、短期的には全体としての需給バランスが改善し、利益率の回復が進む可能性がある。しかしながら、セメントメーカーの新型設備投入による生産能力増強の動きも引き続き旺盛とみられるだけに、中長期的には、小規模工場の閉鎖や老朽設備の廃棄が一巡してくるにつれセメント業界の需給バランスが緩和し、再び価格下落圧力が強まる恐れが否定できない。

また、今ひとつの利益圧迫要因であった燃料価格についても、①ここへきて石炭生産会社による増産の動きが広がっているとはいえ、石炭需要の拡大ペースを踏まえると石炭価格の大幅調整は考えにくいこと、②つれて電気料金も高止まりが予想されるが、さらに一部の地方政府で産業構造の転換(=弱小業者の淘汰)を促す目的でセメントメーカー向け電気料金を通常より割高に設定する動きが見受けられていることなどを勘案すれば、いずれも大幅な価格低下は期待できそうにない。



(2) 今後は大手・中堅メーカー同士の競争が本格化

こうしたなか、この先、中国のセメント業界では、いよいよ大手・中堅メーカー間の競争が本格化することになる。

いうまでもなく、中央政府主導による零細業者の淘汰が進められるなかでプレイヤーが大手・中堅メーカーに絞られていくのは自明のことであるが、さらに大手・中堅メーカーの間では、一気に主導的なシェアを確保しようと既存設備の増強や新工場の設置を加速させる動きが活発化しており、最近では、資本力・投資余力の高い大手メーカーを中心に、もともとの事業基盤がある地元だけでなく他地域にも大型工場を新設し、複数の地域に跨ってシェアを拡大しようとする動きもみられ始めている。また、ここ数年は、日系の太平洋セメントや三菱マテリアばかりでなく、台湾セメントや仏・ラファージュ、スイス・ホルシムなど、中国を一大マーケットと位置付ける大手の外資系セメントメーカーの進出・攻勢も強まっている^(注)。

(注)外資系企業に対するセメント産業への進出規制はとくに見当たらず、上記外資系セメントメーカーのなかには独資の子会社を保有している先も複数見受けられる。ただし、中国政府は近年、外資による地場企業の合併・買収への規制を強めており、外資系セメントメーカーがマーケットにある程度の影響を与えると判断される大手の地場セメントメーカーを合併・買収する場合には、事前に商務部宛に申告を行い、認可を取得する必要がある（申告が必要となる被買収企業の規模・シェア等の基準は明確となっていないが、商務部が必要と判断した場合には、合併・買収案件を差し止めたり、取り消したりすることができるため、外資系メーカーは保守的に申告を行っておく必要がある）。

これら大手・中堅メーカーは、いずれもが年産100～200万トンクラスのラインを複数配置した生産効率の高い新型・大型工場の建設を活発化させているだけに、従来に比べ競争のステージが一段上がることになりそうで、この先、各社の間ではシェアの維持・確保に向けた激しい設備投資・価格競争が繰り広げられることになる。

その過程においては、まずもって継続的な設備投資に耐えうるだけの資本力・投資余力が不可欠となるため、地場セメントメーカーの間では、他社との合併や中国市場でのプレゼンス拡大を企図する外資メーカーとの資本提携などの動きも増えてきそうだ（図表14）。

図表 14：地場セメントメーカーによる資本・投資余力の増強事例

地場セメントメーカー	資本・投資余力の増強策
四川双馬投資集団	1億6千万米ドルでセメント世界最大手の仏・ラファージュの傘下入り
吉林亜泰集団	アイルランド建材大手のCRHIに、セメント子会社8社の株式の26%を売却
雲南昆鋼嘉華水泥建材	住友大阪セメントの20%出資関連会社から出資を受け入れ
済南山水集団	米投資銀行モルガンスタンレーなどから出資受け入れ
中材水泥	広東亨達利企業集団と子会社同士を合併させ、両者で7億5千万円を追加投資

(資料)各種新聞報道より作成

×

×

×

このように、中国のセメント業界は、零細業者淘汰の時代から、外資系メーカーをも含めた大手・中堅メーカー同士の本格競争の時代へと移り変わりつつある。この先、各社の間では戦略の巧拙に応じて大きく明暗が分かれてくることになりそうで、各社の対応振りが注目される。



付表：中国の主要セメントメーカー一覧（判明ベース、下記(注)をご参照）

順位	企業名	販売量 (万トン)	税引前利益 (千元)	本社所在地(系列)
1	安徽海螺集团	10,119	362,876	安徽省
2	山東山水水泥集团有限公司	2,397	50,151	山東省
3	華新水泥股份有限公司	1,657	59,096	湖北省
4	唐山冀東水泥股份有限公司	1,396	59,224	河北省
5	浙江三獅集团有限公司	1,377	▲5,845	浙江省
6	吉林亜泰水泥有限公司	1,052	-	吉林省
7	新疆天山水泥股份有限公司	740	-	新疆自治区
8	金隅股份有限公司水泥分公司	623	-	北京市
9	山東沂州水泥集团總公司	554	32,902	山東省
10	広東塔牌集团有限公司	545	13,427	広東省
11	河北太行水泥股份有限公司	540	15,684	河北省
12	祁連山水泥股份有限公司	490	12,077	甘肅省
13	蒙西高新技術集团有限公司	447	-	内モンゴル自治区
14	雲南国資水泥有限公司	445	21,813	雲南省
15	江蘇恒来建材股份有限公司	426	-	江蘇省
16	浙江科華集团有限公司	403	11,871	浙江省
17	内蒙古烏蘭水泥集团	389	9,914	内モンゴル自治区
18	磐固水泥集团有限公司	380	-	江蘇省
19	葛洲壩股份有限公司水泥廠	369	6,618	湖北省
20	嘉新京陽水泥	367	-	江蘇省(台湾系、嘉新セメント)
21	江西亜東水泥有限公司	363	-	江西省(台湾系、アジアセメント)
22	福建水泥股份有限公司	354	577	福建省
23	中利達集团	353	7,235	浙江省
24	中聯巨龍淮海水泥有限公司	352	6,234	江蘇省
25	浙江虎山集团有限公司	324	2,774	浙江省
26	寧夏建材集团公司	306	-	寧夏自治区
27	浙江尖峰集团股份有限公司	304	-	浙江省
28	浙江江山虎球水泥有限公司	301	-	浙江省
29	万年青水泥股份有限公司	298	-	江西省
30	立馬控股集团股份有限公司	298	5,608	浙江省
31	江蘇揚子水泥有限公司	298	6,605	江蘇省
32	江蘇双龍集团有限公司	290	▲500	江蘇省
33	遼寧工源水泥(集团)	275	8,471	遼寧省
34	巢東水泥股份有限公司	269	-	安徽省
35	武漢亜東水泥有限公司	265	-	湖北省(台湾系、アジアセメント)
36	兆山建材集团有限公司	254	-	浙江省
37	中聯魯宏水泥有限責任公司	247	5,724	山東省



38	浙江双獅建材有限公司	242	4,678	浙江省
39	上海建材集团水泥公司	242	2,218	上海市
40	内蒙古蒙西水泥有限公司	239	10,770	内モンゴル自治区
41	広州市越堡水泥有限公司	238	1,128	広東省
42	鹿泉東方鼎鑫水泥有限公司	236	▲107	河北省
43	華新金猫水泥有限公司	235	1,905	江蘇省
44	柳州魚峰水泥股份有限公司	228	2,328	広西自治区
45	南京三龍水泥有限責任公司	223	2,974	江蘇省
46	陝西秦嶺水泥(集团)	222	11,261	陝西省
47	四川双馬投資集团有限公司	214	3,476	四川省
48	重慶騰輝地威水泥有限公司	212	▲3,448	重慶市
49	龍岩三德水泥有限公司	207	-	福建省(シンガポール系、三德)
50	広州市珠江水泥有限公司	194	2,692	広東省

(注)1. 本リストは下記資料をもとに作成したもので、必ずしもすべてのメーカーを網羅していない点にご留意のこと。

2. 本リストでは、連結ベースの企業(末尾に集团と付く企業が多い)と単体ベースの企業が混在しており、必ずしも完全なランキングにはなっていない点にご留意のこと。

(資料) 深圳市万中企業管理諮詢「中国水泥市場研究報告」、各社ホームページより作成

以上

(執筆者の連絡先)

三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 王浩(日本語可)

住所: 6F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL:852-2249-3031 FAX:852-2521-8541



直近の中国国内銀行間外貨資金市場について

三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司
市場業務部 為替資金課長
田中 利朗

最近の中国国内の銀行間外貨市場では「チャイナ・プレミアム」とでも言うべき不可解な状況が現出している。通常、銀行間の外貨資金市場では、いわゆる LIBOR（ロンドン銀行間金利）前後で取引がなされており、出し手の提示金利と取り手の提示金利の差（Offer-Bid 差）は、10～20bp くらいが標準である。ところが中国の国内の外貨資金市場では LIBOR+100BP くらいの水準でのやりとりが行われている。本稿ではチャイナ・プレミアムの現状とその原因について分析を試みた。

1. 銀行間資金市場における“チャイナ・プレミアム”

本稿での“チャイナ・プレミアム”という用語は、中国国内で外貨資金を調達・運用する際に LIBOR に上乗せされる「上乗せ金利」として使用している（用語自体はこれまでも金利に関するもの以外に様々な使われ方をしている）。ここ2、3ヶ月では上記の意味で中国のマナー・ディーラー間で頻繁に使われるようになってきた。

かつて97年・98年に起こったジャパン・プレミアムは、欧米金融機関から日系金融機関が外貨（USD）を調達する際に課されたもので、「バブル崩壊に伴い、日系金融機関は全て財務状況が悪化した」と見なされ、それぞれの個別格付を考慮されずに課された、必ずしもその直接的な信用リスクを反映しない極端な上乗せレートであった。

チャイナ・プレミアムも直接的な信用リスクを反映しない、という意味ではジャパン・プレミアムと同様だが、ジャパン・プレミアムが日系金融機関の外貨資金調達に一方的に課されたものであったのに対し、チャイナ・プレミアムは中国国内での銀行間外貨資金市場での資金調達・放出には格付による若干程度の差こそあれ、ほぼ全ての取引に上乗せされてしまっている。

これは中国国内の公式統計には現れていない（かつてのジャパン・プレミアム問題では日銀は詳細なデータを市中金融機関からとっていたようだ）が、レート水準は定期的なヒアリング（銀行間、ブローカー等）によると以下のように切り上がって来ている。その構造について図示してみた。

<チャイナ・プレミアム水準>（出所：ブローカーデータ等から BTMU（中国）市場業務部作成）

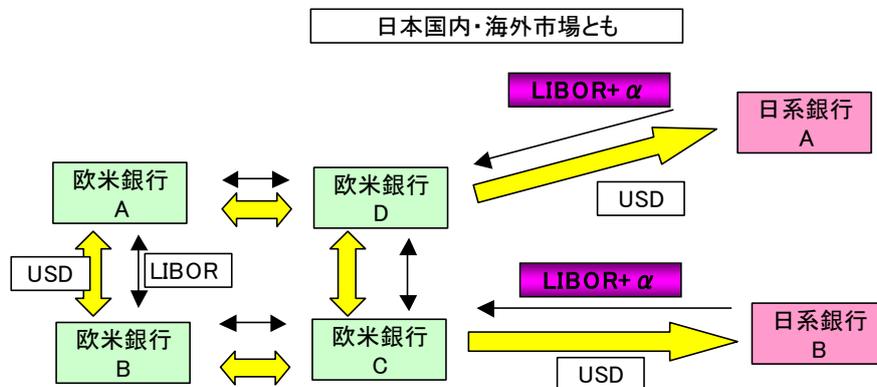
(USD、LIBOR+ α)

	2007年4月	2007年5月	2007年6月	2007年7月	2007年8月	2007年9月
3M(α =)	0.00%	0.01%	0.15%	0.25%	0.45%	0.75%
6M(α =)	0.00%	0.05%	0.25%	0.40%	0.60%	1.00%

<チャイナ・プレミアムの所在> (出所: BTMU (中国) 市場業務部作成)

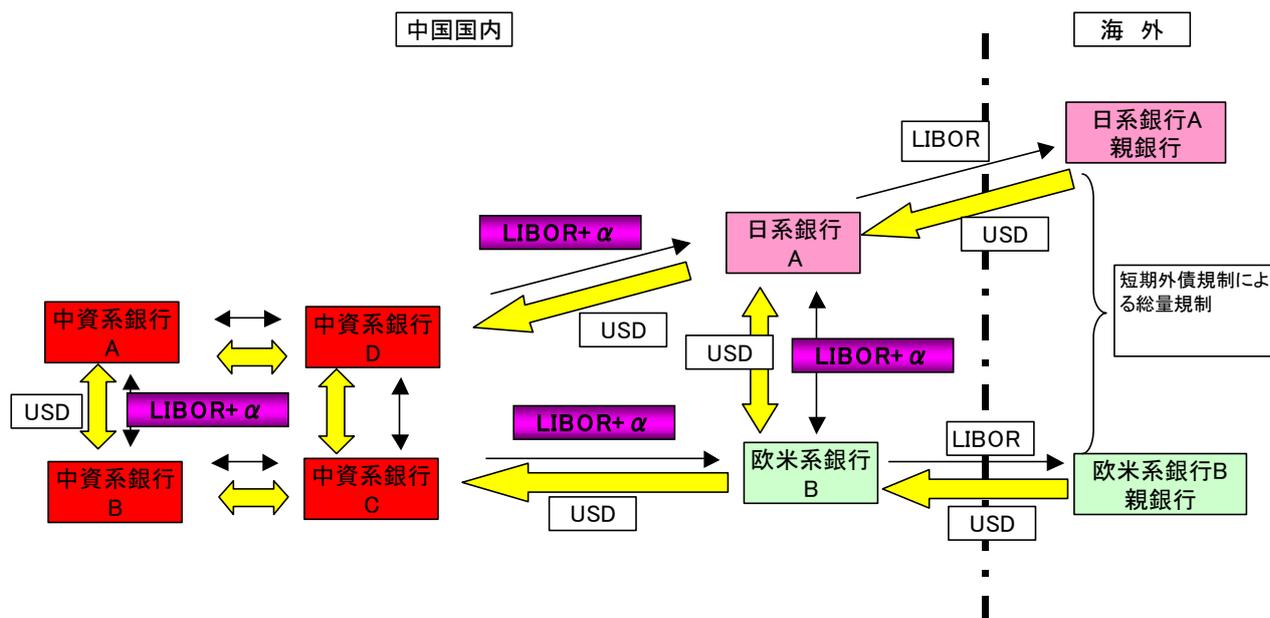
97年、98年のジャパンプレミアム時の日本国内・国外外貨資金市場

(欧米銀行間は相互にLIBORレベルで融通、欧米系→日系銀行の際はLIBOR+ α が存在)



現在の中国国内外外貨資金市場

(中国国内銀行相互にLIBOR+ α で融通。相対的に外資系銀行→中資系銀行が多い)



2. 外貨建貸出の伸長

チャイナ・プレミアム発生の原因は、端的に言う①外貨資金の資金ニーズの拡大による需給逼迫、②いわゆる「外債規制」による海外の外貨市場と中国国内市場の分断、ということになるかと思う。

①については、統計からその数字を拾ってみた。下記は市中金融機関の外貨バランスシートの推移である。



<市中金融機関外貨バランスシート> (出所：人民銀行 HP から (中国) 市場業務部作成)

単位(億ドル)

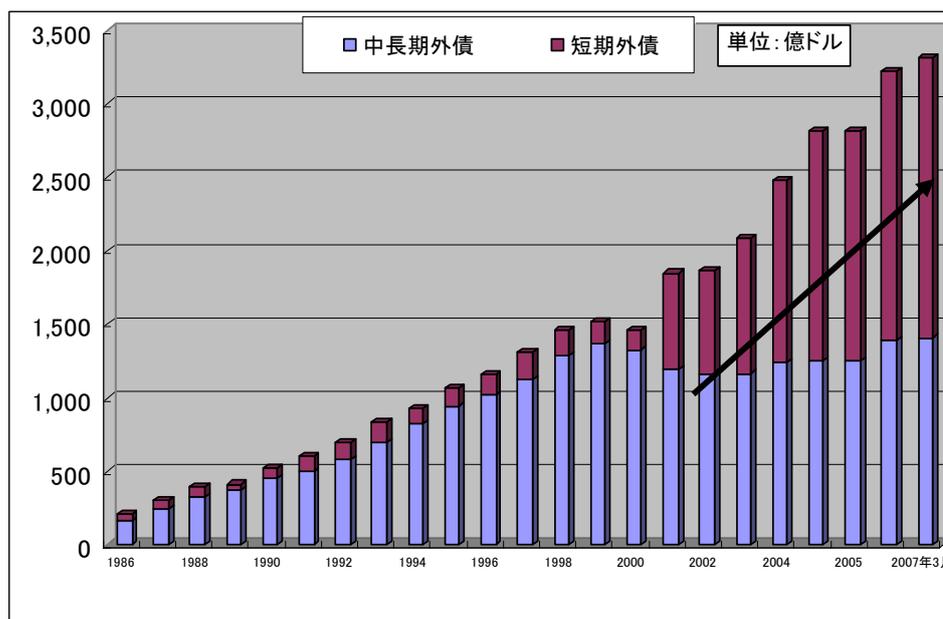
	2007.01	2007.07	
Total Deposits(預金総額)	1676.45	1623.12	↓△50
Overseas Financing(海外調達)	208.94	190.85	
Purchases and Sales of Foreign Exchange(外貨買い)	1161.36	777.54	↓△300
Business with Overseas Counterpart(海外銀行間調達)	53.27	194.34	↑+140
Other Items(その他)	1043.63	1439.74	↑+400
Total Funds Sources(資金調達元合計)	4143.65	4225.59	
Total Loans(貸出総額)	1660.25	1894.11	↑+230
Portfolio Investment(有価証券投資)	1976.04	1945.97	
Business with Overseas Counterpart(海外放出)	507.36	385.51	
Total Funds Uses(資金運用先合計)	4143.65	4225.59	

上記の預金総額は企業預金・個人預金ともを含むものだが、この6ヶ月に関して伸びはなく、外貨貸出の伸びに追いついていない状態である。対顧客の外貨貸出増加分を銀行間調達に頼らなければならない、ということになり、国内外貨資金市場の金利上昇要因となっている。また、足元の米ドルと人民元の対顧客貸出金利については米ドルの金利低下と人民元貸出規制金利の上げに伴い、米ドル<人民元となりつつあり、米ドル貸出の伸長が十分に考えられることから、国内外貨資金の需給は引き続き逼迫が予想される。

3. 「外債規制」による海外の外貨市場と中国国内市場の分断

次に外債規制についても統計を拾ってみた。

<対外債務の推移> (出所：人民銀行 HP から (中国) 市場業務部作成)



対外債務についてはその内の短期債務の急増から、2007年3月から大幅に総量規制が実施されている。最新統計の2007年3月統計では一旦その伸びが止まっているように見えるが、これ



は2007年3月の規制開始(匯発【2007】14号)と無関係ではないだろう。通達では中資系銀行、外資系銀行ともにその短期外債を2006年度の既存許可枠から下記の指標以下に抑えなければならないとされている。

	～2007年 6月末	～2007年 9月末	～2007年 12月末	～2008年 3月末
中資系銀行	45%	40%	35%	30%
外資系銀行	85%	75%	65%	60%

外資系銀行は主たる外貨調達元である海外親銀行からの借入を大幅に抑え、中資系銀行も同様に海外銀行からの借入を同じく大幅に抑えなければならない。中資系は加えて構造的に多くなっている輸入延払い等の貿易関連債務も抑える必要がある。この措置により、下記2006年末の外債統計からは200億ドル～300億ドル単位の減少が見込めるはずであるが、結果として中国国内の外貨資金の逼迫を招いていることになる。

	(億ドル)					
	2002年末	2003年末	2004年末	2005年末	2006年末	
外国政府借款	244	254	322	272	277	外資系銀行 に影響大
国際シンジケーション	277	265	251	268	278	
海外銀行借入	317	424	438	492	585	中資系銀行 に影響大
ユーザンス	124	113	119	93	90	
国外企業・個人からの借入	236	275	326	377	463	中資系銀行 に影響大
外国発行債券	108	112	133	130	142	
輸入延払い	32	12	96	133	201	中資系銀行 に影響大
海外個人預金	14	25	42	52	71	
国際リース	92	77	73	67	70	
補償貿易	1	1	2	3	3	
貿易関連債務	413	517	654	908	1,040	
その他	5	13	19	16	10	
合計	1,863	2,088	2,475	2,810	3,230	

4. まとめ

- ・ 現時点ではチャイナ・プレミアムは中国国内のみ、それも銀行間外貨融通のみに限られたものであり、取引規模的には多く見積もっても中国全土で5億ドル/1日である。従ってこれを以って中国国内の流動性リスクが高まっているとは言い得ない。
- ・ 図式としては外資系銀行→中資系地場銀行向けに課される場合が相対的に多いが、現時点では地場銀行間、外資系銀行間の貸出競争に紛れて、地場銀行の対顧客外貨貸出のレートに影響を及ぼしているという例は聞かない(地場銀行の対顧客ドル定期預金レートが高止まりしている事例はある)。
- ・ いわゆる流入するホットマネーのチャネルとして、短期外債には引き続き当局は最大限の注意を払っていくことだろう。「海外市場との分断」を維持するために、外債規制を継続することは、ほぼ間違いない。
- ・ 一方で本日(9月26日)には次の施策として期待されていた「中国国内外貨コール市場の創設」が発表された。これはこれまでの人民元資金市場と同様の銀行間取引プラットフォームに、外貨資金取引が載ることを意味する。取引規模の伸長は望めるため、健全な市場形成には一定の効果をもつと思われる。豊富な外貨準備の放出の場にも活用されることが期待される。

(2007年9月26日)



**投資:再生可能エネルギーの導入が本格化するか。導入阻害要因に対する対処弁法も
施行へ**

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
コンサルティング事業本部
青野 雅和

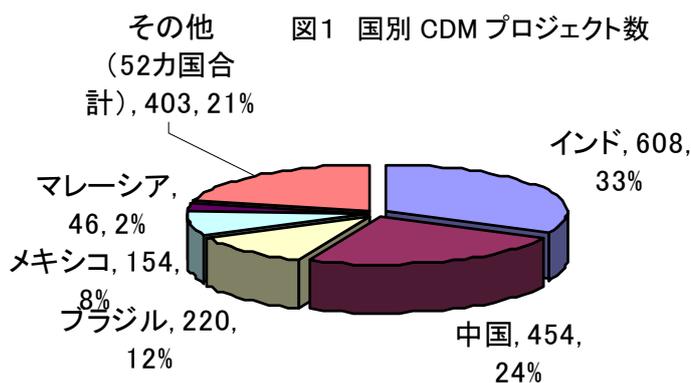
1. 再生可能エネルギー導入の変遷

2007年9月4日に、国家発展改革委員会は「再生可能エネルギー中長期発展計画」を公布した。昨年からの検討を重ねていたもので、2020年までの各エネルギー項目についての目標値がようやく定められた。

中国の再生可能エネルギーの必要性は、国内のエネルギー需要の70%を占める石炭の代替燃料模索のひとつと位置づけられている。ちなみに2006年のエネルギー消費は石炭標準炭ベースで24.6億t、そのうち石炭が69%を占める。この石炭を燃焼する際に排出される二酸化硫黄による環境汚染が深刻なことも石炭代替を希求する要因である。

第二に、無電化地域がまだ多く存在する農村部への電力供給の対応である。第三に経済発展に伴う電力供給源としての対応。第四に世界的に発展している再生可能エネルギー技術について、中国でも技術発展を成し遂げたいという目標である。

なお、中国の再生可能エネルギー導入の動きは世界的なCDM事業の活性を受けて、2004年6月に頒布された《中国クリーン発展メカニズムプロジェクト暫定管理弁法》が大きい。この弁法により中国では、水力、風力を中心とする事業が多数開発され始めた。2007年4月の時点では世界の開発案件のうち24%が中国での案件である。



出典: UNEP Risoe CDM Pipeline

その後、CDM案件とは別の動きが出始める。IPPによる利益追求としての再生可能エネルギーの利用である。これは2006年の再生可能エネルギー法の施行によるものだ。本法では再生可能エネルギー由来の電力を全量買い取る義務が盛り込まれた。これにより風力発電の事業化が進んだ。通常の火力発電よりも高い価格での売電価格となったことと、風力発電の建設コストが90年代のそれよりも3割強低くなったことも採算性を押し上げている。現在KWあたり約6500円



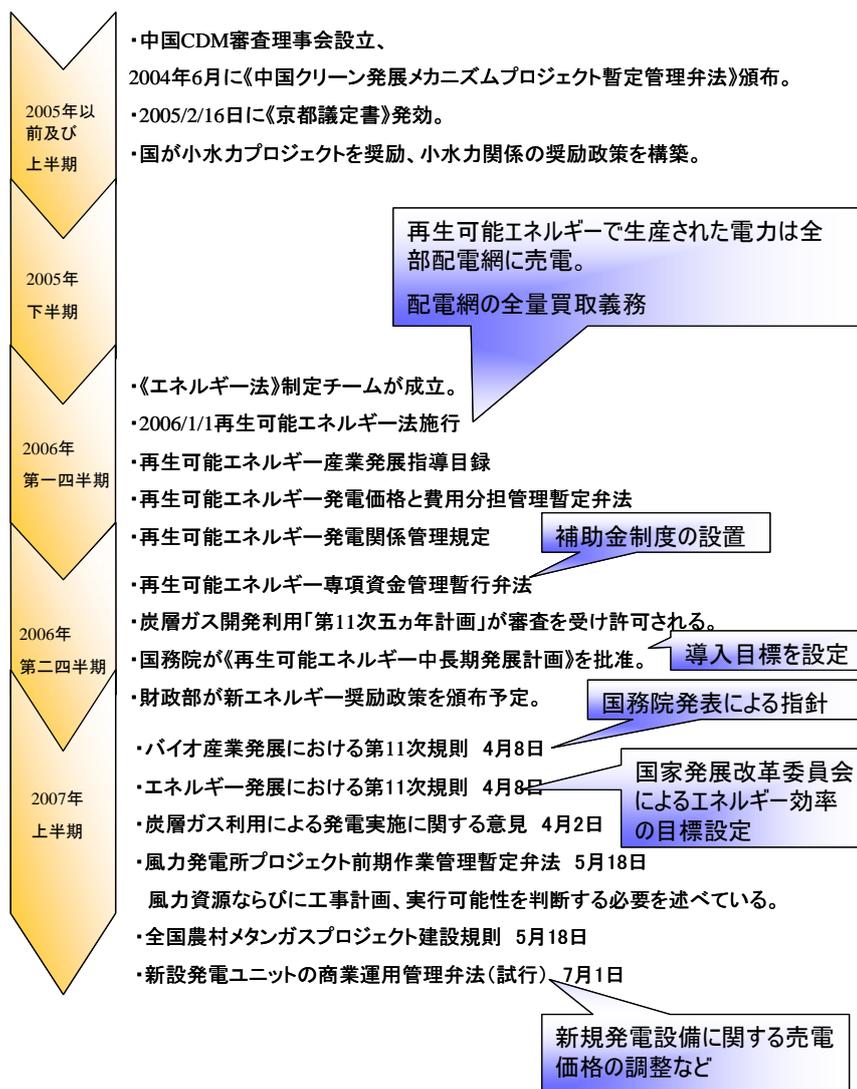
前後である。

太陽光発電は主に農村の通信手段、ポンプ利用、辺境地のオイル輸送パイプ陰極保護電源、光ケーブル通信発電システムなどを中心に活用されており、一般市場での販売は14%にすぎない。中国にはSuntechなど世界的な太陽光発電メーカーは存在するが、欧米での販売、もしくは日本メーカーのOEM生産をしており、中国国内での設置は少ない。最近でこそ、上海市の崇明島前衛村のモデル村落(10村)や、企業団体(12団体)の建物の屋根に設置される総規模1MWの大規模発電があるが、まだまだ系統連携で売電する事業は少ないのである。

バイオマス利用は都市利用と郊外農村利用とで用途が違う。前者については都市でのごみ発電と郊外のバイオマス発電で作られた電力を都市に送電する動きである。発電利用である。一方、農村での利用は、ビニールハウスへの熱供給もしくは農村の厨房もしくは暖房利用としてのメタンガス燃焼が主流である。いわば熱利用が中心である。

また、アメリカ、ブラジルなどで食料エタノール生産が盛んであるが、中国では2006年の12月にトウモロコシのエタノール生産企業への販売が禁止されている。アブラギリやキャッサバなどからのバイオマス燃料へシフトしている。

図2 中国の再生可能エネルギー関連の法規制等の動き



資料:筆者作成



ここまで簡単に再生可能エネルギーの動きを紹介した。以降では、再生可能エネルギーの2020年までの目標値を紹介するとともに、再生可能エネルギーの推進阻害を阻む政策が策定され、推進が進んでいくことを示したいと思う。

2. 再生可能エネルギー中長期発展計画の策定

1) 目標値

再生可能エネルギー中長期発展計画では2010年までに10%、2020年までに再生可能エネルギーを1次エネルギーの15%とすることを公表している。2006年時点での再生可能エネルギーの1次エネルギーにおける比率は約7%。各再生可能エネルギーの2020年までの目標値は以下のとおり。なお、重点領域として、水力・風力・バイオマス・太陽エネルギーとしている。電源構成の比率では、2010年で10%、2020年には20%となる目標を掲げている。

- | | |
|---|------------------------------|
| ① | 水力発電：300GW |
| ② | 風力発電：30GW |
| ③ | バイオマス発電：30GW |
| ④ | 太陽光発電：1.8GW |
| ⑤ | 太陽熱温水器：3億m ³ |
| ⑥ | 石油から非食料系バイオマス液体燃料への代替：1000万t |

また、バイオマス燃料については、食料価格への影響を心配している。特に中国ではトウモロコシは重要な食料であり、安全供給への懸念が拭えない。そのためエタノール等の原料としてはトウモロコシを禁止し、非食料系(アブラギリ、高粱などの植物)から生成することとしている。こうした植物は荒地でも栽培可能であり、農村での現金収入の手段としても期待される場所である。

なお、本計画での上記内容は、既に2006年12月24日に「バイオ燃料アルコールプロジェクトの建設管理強化および産業の健康的な発展促進」通知の中で明記されている。以下に示す。

(1) 統一の取れたプロジェクト要求に基づき、統一計画を立てる。

バイオ燃料アルコールの発展は、原料供給から生産、貯蔵、流通、さらには政策、基準、法規など多岐の業務にわたり、複雑なプロセスを経なければならないため、それらを統一する計画が必要である。

(2) 市場参入の基準と政策の強化。

- ① イモ類、甜高粱、および非食糧を原料とする産業の発展を重点的に支持する。
- ② バイオエネルギーとバイオ化学工業を結合し、石化燃料からバイオマスへの転換を加速する。
- ③ 産業の経済性と競争力を高め、セルロース原料アルコールの産業化を促進。
- ④ クリーン生産、循環経済を促進する。
- ⑤ 燃料アルコール使用及び生産関連の産業を育成し、燃料アルコールの生産規模に余裕を持たせる。
- ⑥ 統一の取れた計画を打ち出し、事業への投資者は入札によって決定する。
- ⑦ 政策を整備し、市場の促進を図る。

(3) プロジェクトの建設管理と許可の強化。

(4) 指導者編成と作業システム整備の強化。



2) 導入の可能性について

再生可能エネルギー中長期発展計画はいわば、ロードマップの目標値ではあるが、具体的な導入政策については、アクションプランが明確ではない。再生可能エネルギー法についても各細則は売電価格とその導入が主であり、どのような手段で実施していくのかが明確でない。風力と太陽光について目標の実現性について憶測も交え、推察してみよう。

例えば風力発電は、国内メーカーが外資技術と合弁し技術を得て、事業条件に国産メーカーを使用することを盛り込み、国内企業を増やしていく。一方でデベロッパーは、大手国営電力傘下の子会社が運営し、相対で売電価格を決定し、採算性を向上させる。もしくは採算性が多少悪くても、将来のRPS法の施行を見込み、管内電力の再生可能エネルギー比率を上げる戦略である。風力発電はまさにこの戦略である。こうした戦略のもと、現在外資系デベロッパーは苦戦しており、FSの悪さに検討を終了する企業も多い。そのため、外資系はCDM事業での参入の検討案件が多い。CDM事業が多くなることで目標値の達成の可能性はあると推測する。

太陽光発電については、サンテック・パワー、英利新エネルギー、南京中電、上海交大泰陽などの有力企業が存在し、国内に上場している12社の太陽光発電企業のうち9社が海外で上場していることなど、大手企業の生産能力の可能性に依存していると推測される。ちなみに現時点でのシリコン系の生産能力は1450MWであるが、2006年までの累積設置容量は330MWであることから、シリコン系工場の生産能力は過剰気味であること、また世界的なシリコン不足である中、中国は高純度のシリコンを生産する技術を保有していない。ましてや、高純度シリコンの技術を保有している日本の大手メーカーは、薄膜系に技術をシフトしているが、中国はいまだにシリコン技術に固執せざるを得ない状況である。その意味では、国内企業が淘汰されることも予測され、順調に導入が進むとは言いがたい状況である。

3. 再生可能エネルギーの推進を阻む電力企業とその対応

なお、こうした側面のみならず、実は電力業界の暗部ともいべき点が指摘される。日本でも再生可能エネルギー由来の電力の電力網への系統連携は電力会社にとって、嫌がられる存在である。再生可能エネルギー由来の電力は火力等のそれと比較し、品質・安全面が劣るからである。

そのため、中国の電力企業は系統連携について前向きではないことがわかってきた。そうした企業の対応が再生可能エネルギーの導入を阻む可能性にあるため、法律を整備して釘を刺す動きがある。その弁法を以下に紹介し、本稿を終えたい。

こうした弁法を出してきたのは政府の対応が真摯であるとして評価すべき点である。しかし、逆説的にみれば、往々にして電力企業の阻害活動が存在していることを露見したと考えても良いだろう。CDM事業を検討している日本企業の皆様においては是非参考にされたい。

■ 「電力網企業の再生可能エネルギー由来の全量買取り監督管理弁法」

国家電力監督管理委員会が制定。今後、国家電力監督管理委員会およびその出先機関は、同弁法に規定された職責と権限に基づき、電力網企業が全量買取り義務のある、再生可能エネルギー系統連携送電プロジェクトに対し、監督管理を行う。

同弁法の主な内容は以下の通り。

- (1) 電力監督管理機構は、電力企業および電力調度機構の全額買取り再生可能エネルギー電量規定に関する違法行為および違法処理状況について、社会に公表してもよい。
- (2) 電力網企業および電力調度機構の法律責任は、次のように弁法で規定する。
 - 1) 再生可能エネルギー発電企業に経済的損失を与える行為について、電力網企業は賠償責任



を負わなければならない。

2) 電力監督管理機構は電力網企業に対し、期限内に違法行為を改善するよう指示し、従わなかった場合、再生可能エネルギー発電企業の損失額の2倍以下の罰金に処することができる。

(3) 再生可能エネルギー発電企業に経済的損失を与える行為には次のものが含まれる。

- ①未建設あるいは建設予定のない再生可能エネルギー発電プロジェクトの送電工事。
- ②再生可能エネルギー発電企業との電力売買契約あるいは系統連携送電調度協議を拒否あるいは妨害行為。
- ③未提供あるいは提供予定のない送電サービス。
- ④再生可能エネルギー発電に優先的調度を行わないなど。

以上

(執筆者のご連絡とメッセージ)

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング

コンサルティング事業本部 (東京)

TEL:03-6711-1408 FAX:03-6711-1298

E-mail aono@murc.jp



税務会計: 中国の会計・税務

プライスウォーターハウスクーパース中国

会計、税務、経営管理、について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

◆会計 (担当: 小鯛ゆかり)

Question:

新企業会計基準で、資産の減損会計について変更点はありますか。また親会社、現地法人はどのような点に注意すべきでしょうか。

Answer :

減損会計とは、資産の回収可能価額がその帳簿価額を下回る際、一定の条件の下に資産の帳簿価額を減少させる会計処理をいいます。但し、棚卸資産や売上債権はそれぞれの基準の中で評価方法についても定められているように、減損会計は全ての資産を対象としているものではなく、固定資産と無形資産に関する規定となっています。

減損会計は、従来の中国企業会計基準で既に導入されており、今回の新企業会計基準では本質的には従来の基準を維持しつつ、若干の修正が加えられました。主には、以下の2点です。

(1) 減損損失の戻入

従来の中国企業会計基準では、一旦減損損失を計上した場合も、その後の回収状況により、減損損失引当金を戻し入れることとされていました。しかし、新企業会計基準では、一旦認識した減損損失は、戻し入れることはできません。因みに、この減損損失の戻入については、国際財務報告基準(IFRS)が一定の条件の下に認めているのに対し、日本の企業会計基準では禁止とされています。

(2) のれんの減損テスト

従来の中国企業会計基準では、企業が認識したのれん(営業権)の取扱について明確にされておりませんでした。新企業会計基準では、この処理が明確化され、のれんは減価償却を実施せず、減損会計の対象と定められました。新基準では、のれんや耐用年数が不明確である無形資産については、減損の兆候の有無に関わらず、毎期減損テストを実施しなければならないと規定されています。

既に日系企業の中国進出が本格化してから十数年経過しており、業績が芳しくなく固定資産の減損損失を計上した企業が多く見受けられます。減損損失はその性質上金額が大きく、場合によってはグループ全体の業績にも重大な影響を与えます。また、いざ減損会計を適用する場合は、将来キャッシュフローの現在価値の計算等会計的な専門知識が必要となりますが、中国現地法人ではそのような知識や能力を有した人材を有していないのが現状です。従って、中国に業績不振の子会社を保有されている場合は、減損の兆候に十分留意頂き、実際に減損会計を適用する必要がある場合は、親会社や、担当会計事務所と早い段階での相談が必要と考えられます。



◆税務 (担当：夏静)

Question:

新中国企業所得税法が外国投資者に与える影響とはどのようなものがありますか？

Answer :

2008年1月1日施行の中華人民共和国企業所得税法「以下、新法」の実施細則はすでに最終審議段階に入り、まもなく公布予定です。以下は外商投資企業に影響するであろう、可能動向を新法の観点からまとめてみました。

源泉所得税 (配当)

外国投資者が中国国内の外商投資企業から取得する配当は、現在、源泉所得税が免除されていますが、新法の第四条に基づけば、源泉所得税税率は20%となります。初歩的な解釈により、配当源泉所得税の免税の可能性は比較的低いと言えますが、低減税率「10%」が導入される可能性は残されています。その場合、海外投資者にとって、追加コストが発生することになりますが、投資者所在地国/地域が中国と二重課税回避の租税条約を締結している場合、その影響が軽減できるものと考えられます。

グループ内部の譲渡

国税函[1997] 207号の規定によれば、合理的経営を目指すグループの再編において、外国投資者が所有する外商投資企業の持分を原価で、直接的、または間接的に所有する会社へ、或いは100%の持分が同一者に所有される会社へ（上述の持分関係を持つ国内投資企業を含む）譲渡できると定めています。しかし、多国籍企業再編の場合、持分の譲受者が中国国内企業でなければ、新法では、上述の免税優遇を享受できない可能性があります。

過少資本化防止

新法では、関連企業から得る債券性投資と権益性投資の比率が定めた比率を超え、その超過部分の借入に関する利子は控除されません。企業が規定規準を超えるか否かを判断する際、非関連企業からの借入金は企業借入総額に算入できる可能性はあります。同時に、損金不算入の超過部分の利子支出の翌年度への繰越控除も認められない見込みです。また、新規企業の負債資本比率に関する規定も設定される可能性があります。（例えば、一般企業の全ての利払い債務は権益性投資の3倍を超えないこと。）

関連企業間取引納税額調整に関する追徴利息

今回の新法で、初めて関連企業間取引に関する納税調整に利息を追徴する新規規定が導入されました。追徴利息の計算方法は、税金発生年度の翌年度の人民元貸出基準利率に5%をプラスし計算される可能性があります。同時に、追徴利息は、損金不算入で、初歩的解釈からは、最長でも10年に遡り納税額調整を要求される可能性があります。

現在、新法の実施細則は最終審議中で、上述の最終的な実施案は、実施細則公布後に、確定的になります。上述は参考資料としてのみご利用くださいますようお願いいたします。

◆経営管理 (担当：須原誠)

Question:

現在 J-SOX 対応に追われています。売上・販売に係わるプロセスの内部統制の整備を早急に進めるようにと本社から指示を受けています。しかし、具体的にどうしたらよいかについて指示はもらえず、困っています。正直に申しますと、現場でどのようなことが実際に行われているか正確に把握している自信がなく、不正リスクも無いとは申せない状態です。まずはどのようなことから手をつけていけば良いでしょうか？他社の成功例などありましたら教えてください。

Answer :

「不正リスクを抑制するための他社の成功例を教えてください」というご要望をよく受けます。また、日本の本屋に行くときと中国ビジネスの成功事例を紹介した本がたくさん山積みされています。皆さんも既にそれらの本をお読みになり、いろいろと勉強されているにもかかわらず、そこに出ている成功話はほとんど役に立たないように感じているのではないのでしょうか。実は中国において過去の成功例があまり参考にならない理由として以下の3つがあげられます。

①前提条件が違っている：

成功例はそれぞれ個別の前提条件に基づいているため、前提条件が違った場合は個別の成功事例は効力を発揮しない。

②公表されたが故に効力を喪失している：

中国人の学習能力が高いため、小手先の不正防止手法が公表されると、そのほとんどは効力を喪失してしまう。

③社会の変化速度が速すぎる：

中国経済社会の変化速度があまりにも速いため、過去の成功例が公表された時には、新しい社会環境へ過去事例では対応しきれない。

故に、中国においては成功事例に学ぶのではなく、失敗事例を学ぶことをお勧めします。成功の秘訣は成功の数だけありますが、失敗の原因には共通する点が多いものです。当たり前の事ですが「こうすれば必ず失敗する」という方法を行えば、必ず失敗します。しかし、失敗事例を学び、失敗を避けることにより、失敗する確率を最小限に食い止めることができます。「失敗例を整理し、その失敗の原因を分析し、同じ失敗を回避する」こと、実はこれが中国における最も効率の良い成功方法なのです。

売上・販売プロセスに係わる失敗例は以下のように分類できます。

- ①信用調査不徹底に起因した売掛金回収不能
- ②数字上の営業成績向上を目的とした突っ込み及び空売り
- ③架空取引先を利用した商品の横流し
- ④返品プロセスを利用した商品の横流し
- ⑤取引先とのキックバックのやりとり

失敗の原因には表の原因と裏の原因があります。表の原因とは、失敗例（現象）の発生原因であり、裏の原因とは、表の原因の発生原因にあたります。上記の失敗例の表の原因は、「個々の取引先の状況とその販売プロセス把握の不徹底」であり、裏の原因は「販売プロセスの標準化の不徹底」となります。とても当たり前すぎて、「なんだ？」とお思いになるかもしれませんが、その当たり前ができていないからこそ、失敗すべくして失敗しているということもご納得いただけたと思います。



失敗の原因の回避の仕方は以下になります。

①販売契約現状 一覧表作成：

現状の販売契約をすべて徹底的に洗い出す。(契約書の有無、納入条件、リベート条件、取引に使用されている銀行口座名義、取引先の実在性等を確認する。)

②販売契約内容リスク分析：

現状の販売契約内容のビジネスリスクを分析する。(販売先選定理由、値決めプロセス、支払回収条件、過去の事故の有無等。)

③販売契約形式の限定と標準化：

現状の販売契形式を幾つかのパターンに限定する。(一つのパターンにこだわらず、イレギュラーなプロセスを考慮しながら、販売管理プロセスを標準化させる。)

④販売管理プロセス標準業務手続作成：

標準化された販売管理プロセスの業務手続をまとめる。(フローチャートを同時に作成し、統制ポイントの所在を明確にする。)

多くの会社が現在行っている売上・販売管理プロセスの有効な内部統制を整備が上手くいかない理由は、本社からの J-SOX 文書化対応指示に基づき、最終段階の最後のステップだけを実施しているからです。せっかく内部統制を整備する機会を得たのですから、この際に腰を据えて徹底的に「失敗例を整理し、その失敗の原因を分析し、同じ失敗を回避する」ための内部統制の整備に挑戦してください。また、ご質問等がございましたらいつでもお気軽にご連絡ください。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

プライスウォーターハウスクーパース中国
中国日系業務担当パートナー 齊藤剛
中国上海市湖滨路 202 号普華永道中心 11 楼

Tel : 86+21-61238888

Fax : 86+21-61238800



MUFG中国ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2樓	86-10-6590-8888
天津支店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津國際大廈21樓 天津市天津經濟技術開發區第三大街51号 濱海金融街西区2号樓A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大連支店 大連經濟技術開發區出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11樓 大連市大連經濟技術開發區金馬路138号 古耕國際商務大廈18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	江蘇省無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10樓	86-510-8521-1818
上海支店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯豐大廈20階	86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市羅湖区建設路2022号 深圳國際金融大廈16樓	86-755-8222-3060

三菱東京UFJ銀行

成都駐在員事務所	四川省成都市總府街31号 成都總府皇冠假日酒店 (ホテルクラウンプラザ)2617号室	86-28-8674-5575
広州駐在員事務所	広東省広州市天河北路233号 中信広場28-02室	86-20-3877-0268
瀋陽駐在員事務所	遼寧省瀋陽市瀋河区悦宮街1号 方園大廈7階705号	86-24-2250-5599
香港支店	8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

三菱日聯諮詢(上海)有限公司	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯豐大廈23階	86-21-5888-3590
----------------	--------------------------	-----------------

【本邦におけるご照会先】

国際業務部 中国業務支援室

東京：03-5252-1648 (代表) 大阪：06-6206-8434 (代表) 名古屋：052-211-0944 (代表)

「BTMU中国月報」編集責任：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室 情報開発チーム

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。